

第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画 素案

令和元年〇月
藤沢市

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国の出生率の低下や急速な少子化の進行を受けて、子どもを生き育てやすい環境づくりに社会全体で取り組むために、国では子ども・子育て支援の取組が進められてきました。

平成 11（1999）年に「少子化対策推進基本方針」、平成 15（2003）年に「次世代育成対策推進法」、平成 24（2012）年に「子ども・子育て支援法」を含む関連3法案が成立し、平成 27（2015）年から、子ども・子育て支援新制度が本格施行されました。

① 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

我が国における急速な少子化の進行を踏まえて、平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、市町村に対し次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を義務付けました。同法は 10 年間の時限立法でしたが、平成 26（2014）年の法改正により令和 6（2024）年度末まで 10 年間延長されました。なお、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されたことに伴い、次世代育成支援対策法に基づく計画策定は任意となりました。

藤沢市では、平成 17（2005）年に「次世代育成支援行動計画」の前期計画（平成 17～21 年度）、平成 22（2010）年に後期計画（平成 22～26 年度）を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育まれる環境の整備に取り組んできました。

② 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会保障と税の一体改革の一環として、社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みが構築されることとなりました。平成 24（2012）年に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成 27（2015）年から「質の高い幼児期の学校教育・保

育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を3つの柱とした子ども・子育て支援新制度が施行されました。

「子ども・子育て支援法」により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられています。藤沢市では、平成 27（2015）年に第1期となる「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～31 年）を策定しました。第1期の計画は、子ども・子育て支援法で市町村の策定が義務付けられた範囲に加え、「次世代育成行動計画」、「ふじさわ子ども・若者計画 2014」を継承した、子ども・子育てから若者までの範囲を包含する計画として策定しました。

③ 子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法に関わる指針等の改定

国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正の概要について記載する予定（9月18日時点で未改定）

④ 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

子ども・若者を取り巻く状況を踏まえ、平成 22（2010）年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。平成 28（2016）年には、法律施行の5年後の見直しを経て、「子供・若者育成支援推進大綱」が制定されました。「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村の子ども・若者計画の策定は努力義務とされています。

藤沢市では、平成 24（2012）年度に「ふじさわ子ども・若者計画 2014」（平成 25～26 年度）を策定しました。平成 27（2015）年度からは、「ふじさわ子ども・若者計画 2014」の施策は、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～令和元年度）に継承されました。

⑤ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）

国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状態の子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどにより子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、2013（平成 25）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014（平成 26）年に同法に基づき「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。法律施行の5年後の 2019（令和元）年に同法が改正され、市町村による計画策定が努力義務となりました。

藤沢市では、2018（平成 30）年に「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにあたって、子どもの貧困対策の推進に関する実施事業の体系化を行いました。

⑥ 子どもの貧困対策に関する大綱

(今年度中に公表予定)

新たな重点的取組など、大綱の改正案の概要を掲載する

⑦ 児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）

すべての子どもが健全に育成されるよう、平成 28（2016）年に児童福祉法の理念が改正されました。子どもが権利の主体であること、子どもの権利の保障について、国民、保護者、国、地方自治体が果たす役割など、改正法では次のとおり定められました。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

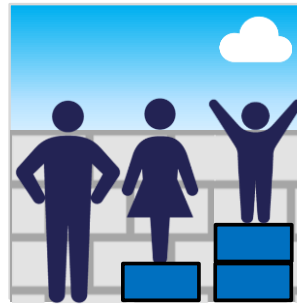
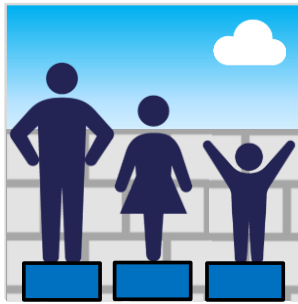
⑧ 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成 28 年 12 月決定）

平成 27（2015）年9月に、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連サミットで採択されました。アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という基本理念が示され、「あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つ」、「平和で、公正かつ包摂的な社会を打ち立てること」等を始めとする取り組むべき課題と、2030 年を期限とする 17 の持続可能な開発のための目標（以下、「SDGs」と言う。）が掲げられました。

SDGs の採択後、2030 年に向けた日本の取組の指針として「SDGs 実施指針」が決定されました。実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとして定めています。地方自治体は、各種計画や戦略、方針の策定にあたって SDGs の要素を最大限反映し、SDGs の取組を推進することが期待されています。

用語解説

平等(Equality)と公正(Equity)



それぞれの置かれている状況を考慮せず、全員に対して一律に同じ待遇を与える平等(Equality)の視点だけでは、「壁の向こうの景色」を見ることの出来ない人を取り残してしまう可能性があります。それぞれの置かれた状況に応じて待遇を変えるという補完的な取組により、誰一人取り残さず「壁の向こうの景色」を見ることが出来る公正(Equity)を達成することができます。

⑨ 文部科学省「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」

(2019年12月頃を目処に、「論点取りまとめ」が公表される予定)

新しい時代を見据えた教育、子どもの学びの将来像として、「多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びが実現」することを目指すとしています。

※令和元年9月4日 第3回検討会「これまでの審議を踏まえた論点整理(案)」

(2) 計画の趣旨

子ども・子育てや若者を取り巻く、これまでの社会環境の変化や国の動向等を踏まえて、藤沢市では、恒久法である「子ども・子育て支援法」において市町村の策定が義務付けられている「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。また、本計画を「次世代育成支援対策推進法」において、市町村の計画策定が任意である「市町村行動計画」として位置付けます。

2. 計画の位置づけ

(1) 根拠法等

本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づき、「地域における子育ての支援」、「母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進」、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」、「職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進」に関する「市町村行動計画」として位置づけます。

さらに、本計画を踏まえて、施設の具体的な整備に関する「保育所整備計画」「放課後児童クラブ整備計画」を、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して優先的に施策を講じる「藤沢市子ども共育計画」を策定します。

図表1-2-1 藤沢市第2期子ども・子育て支援事業計画の根拠法

| 計画名称 | 根拠法、根拠規定等 | 位置付け | 計画名称 |
|--------------------------|----------------------------|-------|------------|
| 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画（本計画） | 子ども・子育て支援法 第61条 | 義務 | |
| | 次世代育成支援対策推進法 第8条 | 任意 | |
| | 健やか親子21（第2次）※ | 技術的指導 | |
| | 子どもの貧困対策の推進に関する 法律 第9条2 | 努力義務 | 藤沢市子ども共育計画 |
| | 子ども・若者育成支援推進法 第9条 | 努力義務 | |

※厚生労働省児童家庭局長通知平成26年6月17日雇児発0617第1号

(2) 主な関連計画

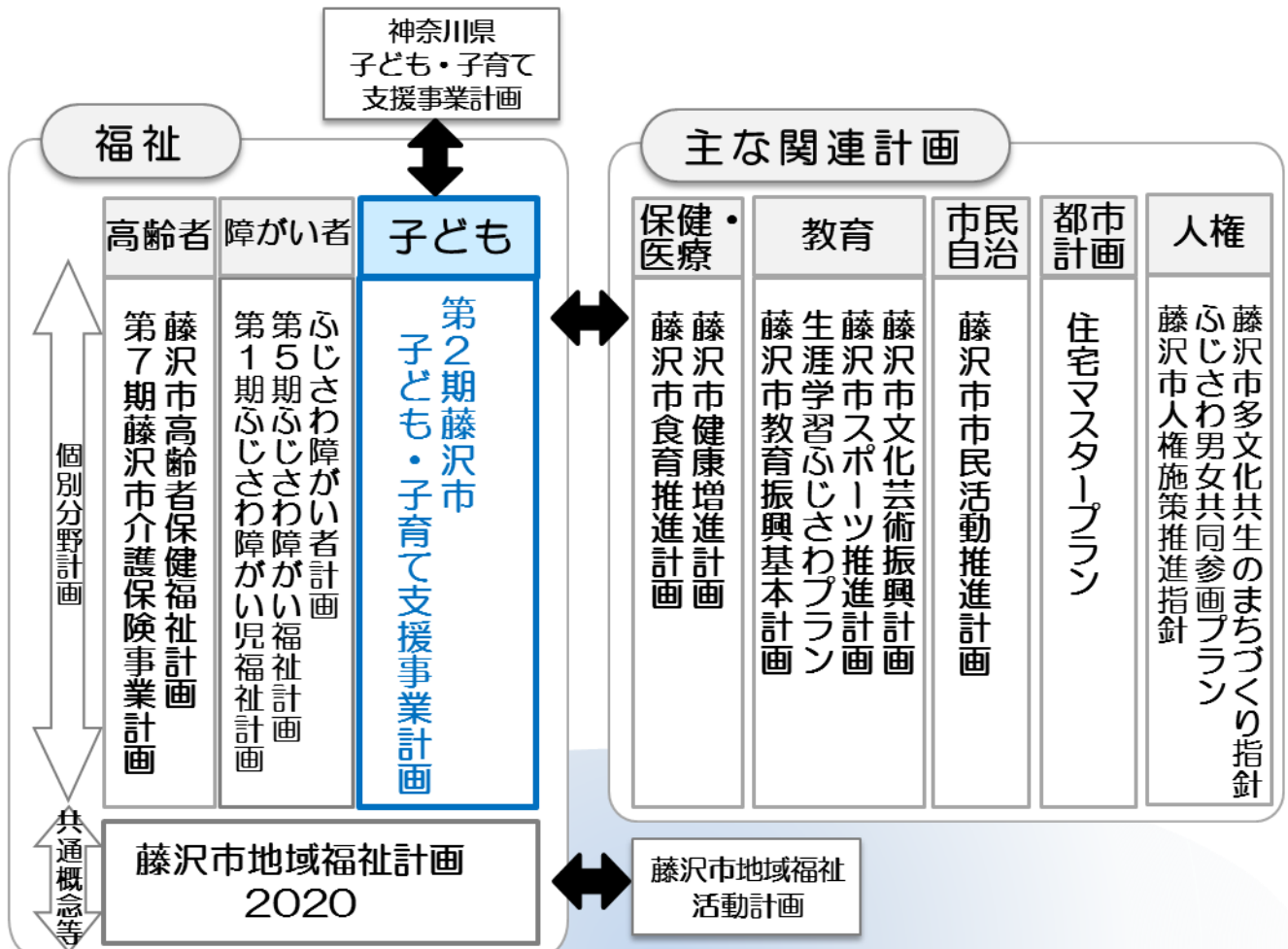
① 藤沢市地域福祉計画および庁内諸計画との関係

改正社会福祉法により、地域福祉計画が各福祉分野における共通概念等として位置付けられ、地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなりました。

本計画は、藤沢市地域福祉計画との整合性を図るとともに、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの全体的な考え方・方向性を踏まえています。あわせて、

福祉分野における個別分野計画として、子ども・若者、子育て家庭を対象とする福祉、保健、教育など関連する本市の各分野の計画と整合を図り、調和の保たれた計画とします。

図表1-2-2 本計画と関連する主な計画

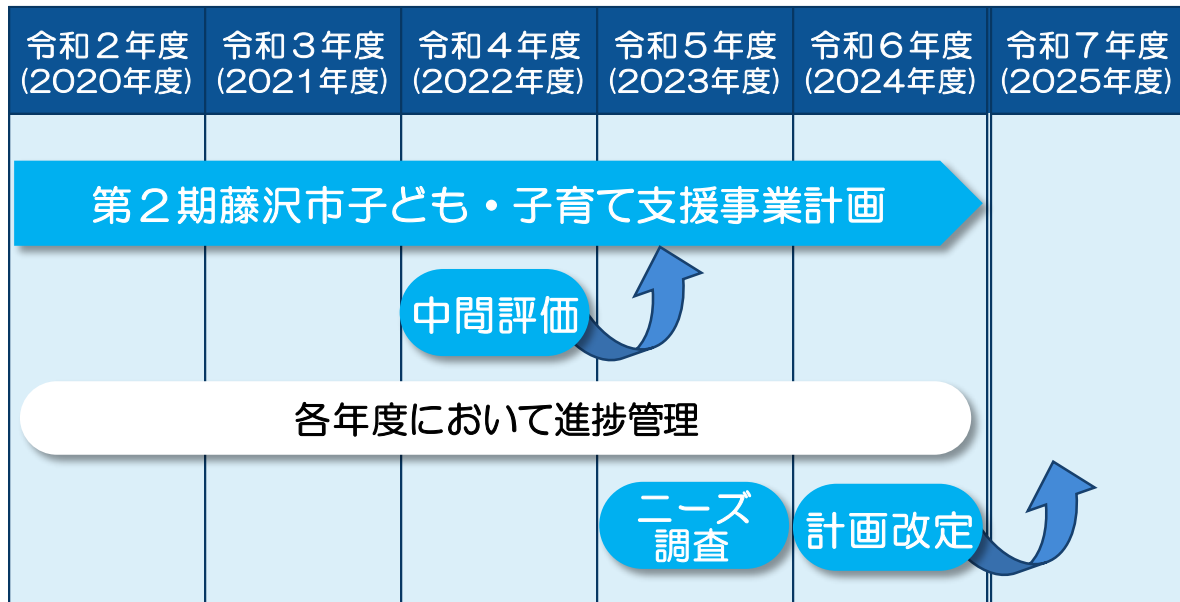


藤沢型地域包括ケアシステム
 ～ 誰もが住み慣れた地域で、
 その人らしく安心して暮らし続けられることができるまち ～

3. 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

図表1-3-1 計画の期間



4. 計画の対象

親の妊娠・出産期を含む、すべての子ども・若者、子育て家庭を対象とします。

第2章 子ども・子育てに関わる概況

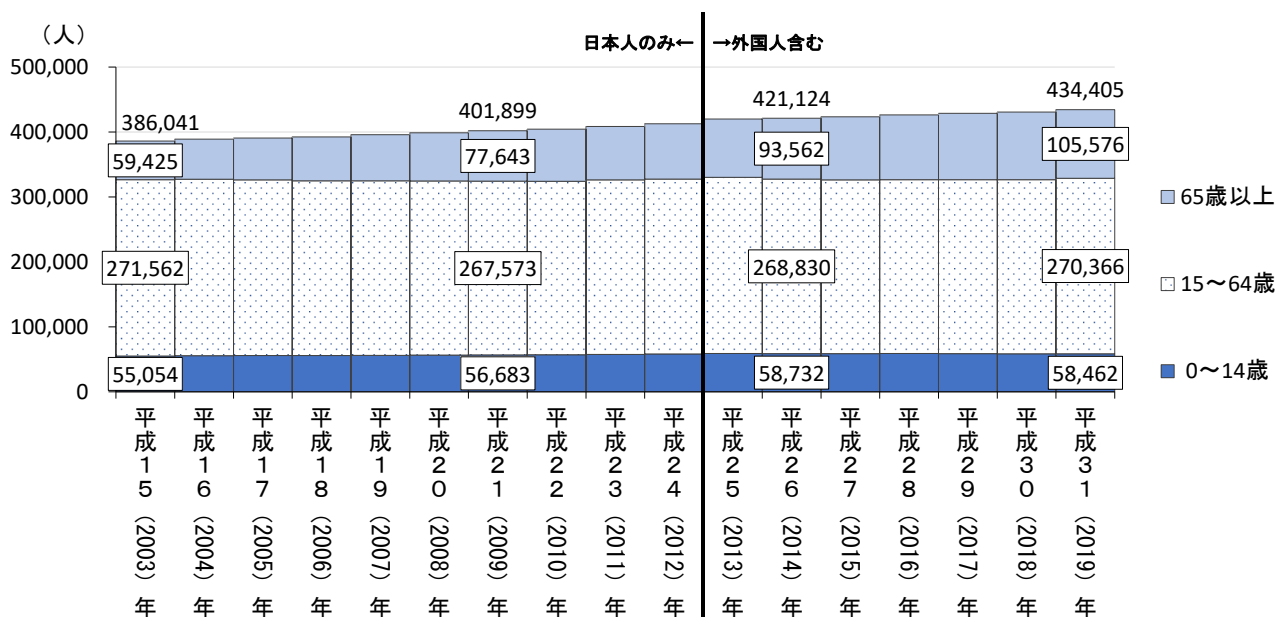
1. 藤沢市の子ども・子育てにかかわる概況

(1) 人口の状況

① 藤沢市の人口の推移

藤沢市の総人口の推移をみると、平成15(2003)年から増加し続けており、平成31(2019)年には434,405人となっています。

図表2-1-1-1 藤沢市の人口の推移(年齢階層別)



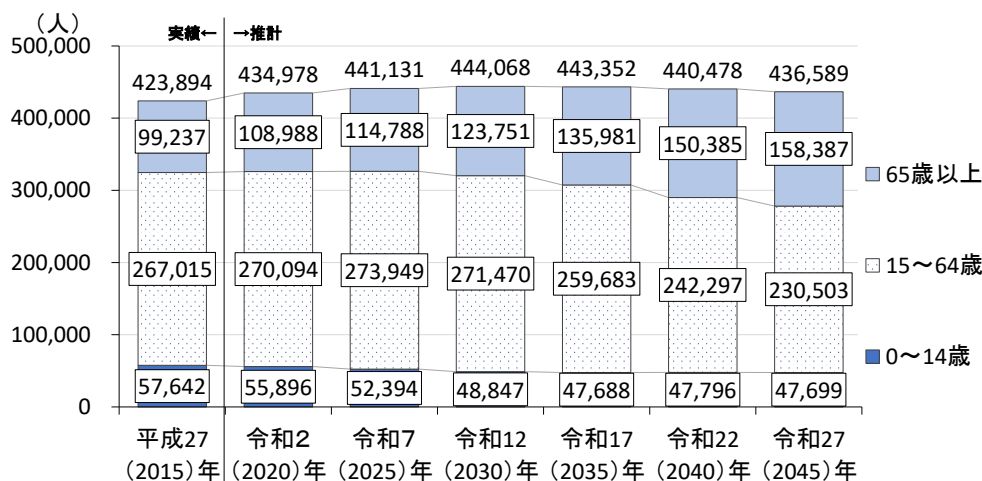
出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

※住民基本台帳の集計方法の変更により、平成25年以降は外国人を含む集計となっている。

② 将来人口の見通し

藤沢市の将来人口推計をみると、令和 12（2030）年までは増加傾向が続きますが、令和 17（2035）年からは減少傾向となると推計されています。また年齢層別にみると、0～14 歳は令和 2（2020）年から、15～64 歳は令和 12（2030）年から減少傾向に入ると推計されています。

図表2-1-1-2 藤沢市の将来人口推計（年齢階層別）

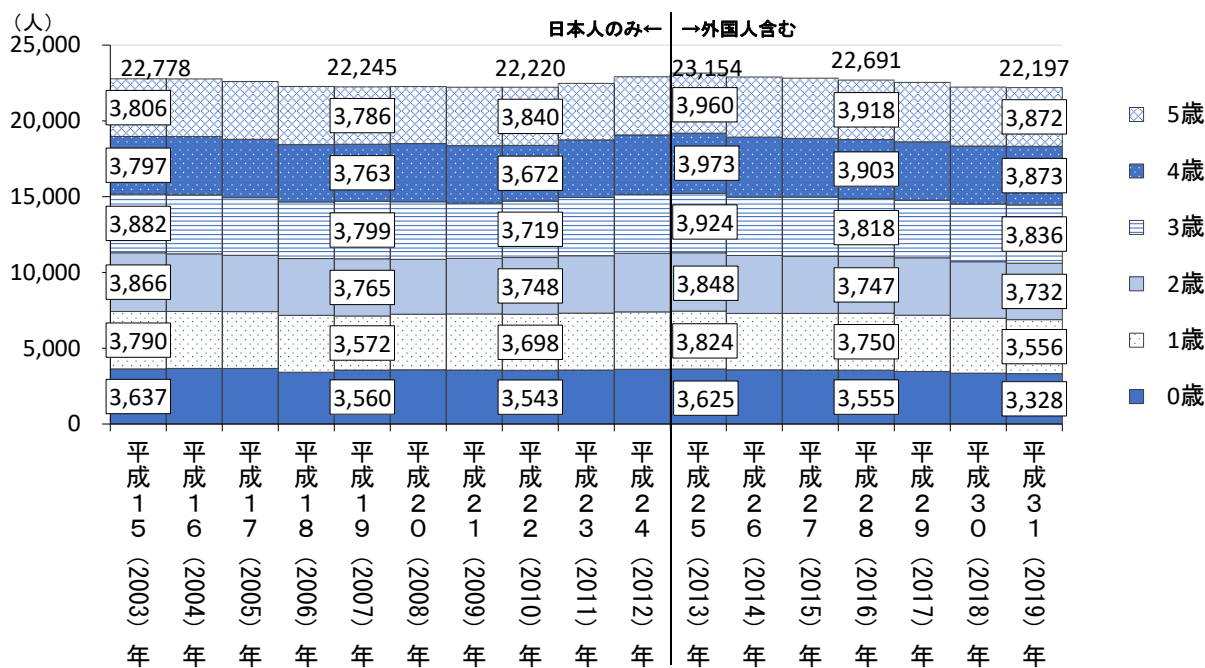


出典：国勢調査を基準とした推計値（平成 29 年度推計）

③ 就学前児童数の推移

就学前児童数は平成 25（2013）年以来減少傾向にあります。

図表2-1-1-3 就学前児童数の推移（年齢別）



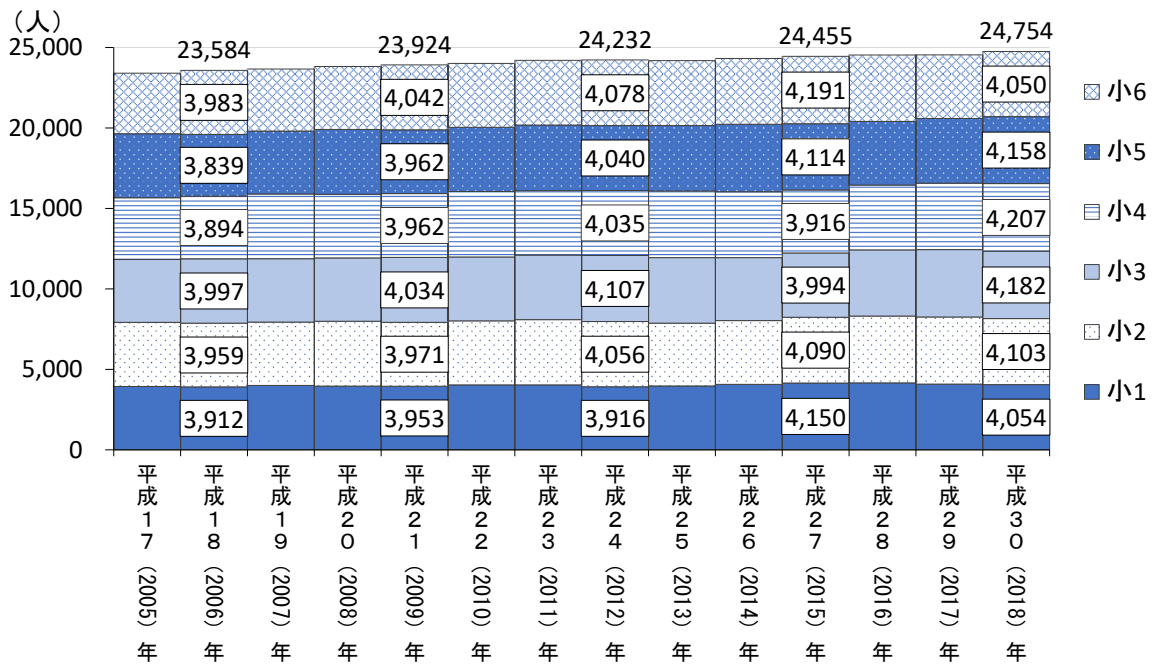
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※住民基本台帳の集計方法の変更により、平成 25 年以降は外国人を含む集計となっている。

④ 小学校の児童数の推移

小学校の児童数は増加傾向が継続しています。

図表2-1-1-4 小学校の児童数の推移(学年別)

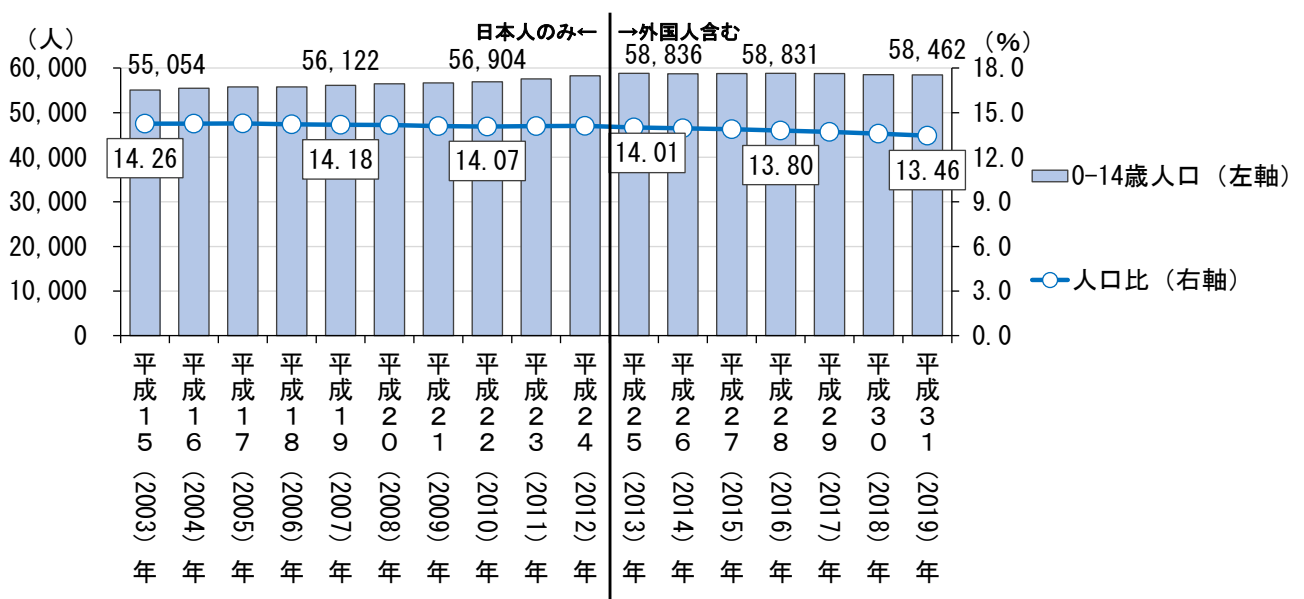


出典：神奈川県学校基本統計（学校基本調査報告書）（各年4月1日時点）

⑤ 年少人口の推移

0～14歳人口は平成25（2013）年以来減少傾向にあり、総人口に占める0～14歳人口の割合も低下傾向にあります。

図表2-1-1-5 年少人口と総人口に占める人口比の推移



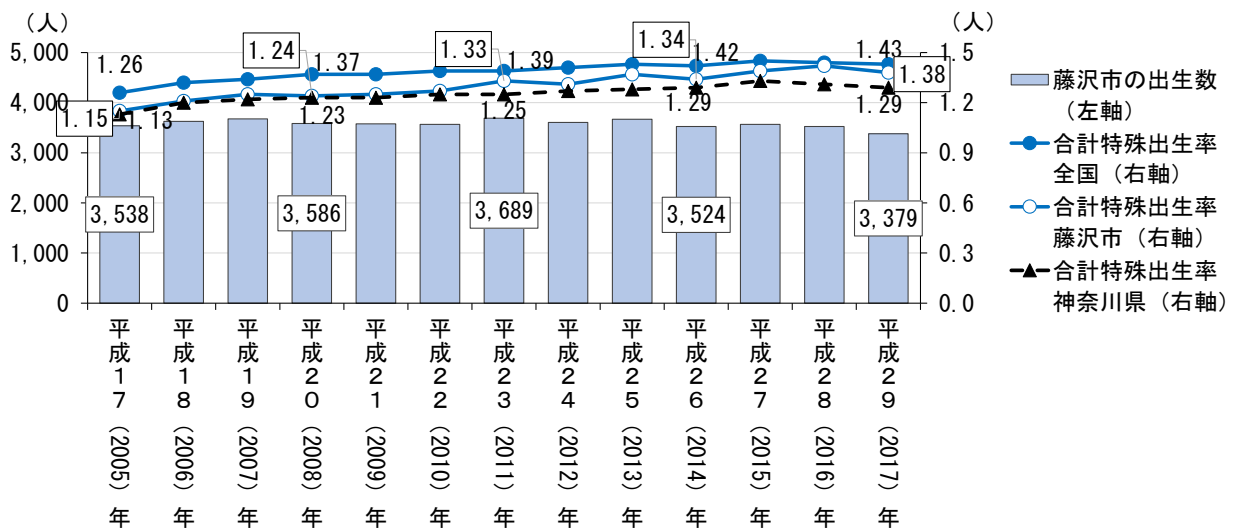
出典：藤沢市統計年報、住民基本台帳（各年4月1日時点）

※住民基本台帳の集計方法の変更により、平成25年以降は外国人を含む集計となっている。

⑥ 出生数と合計特殊出生率

藤沢市の合計特殊出生率（ひとりの女性が生涯に産む子どもの平均数）は、神奈川県よりは高く全国よりは低い値で、増加傾向となっています。他方、藤沢市の出生数は増減を繰り返しているものの、平成29（2017）年には3,379人となり、前年と比べて144人減少しています。

図表2-1-1-6 藤沢市の出生数と合計特殊出生率の推移(全国・神奈川県との比較)



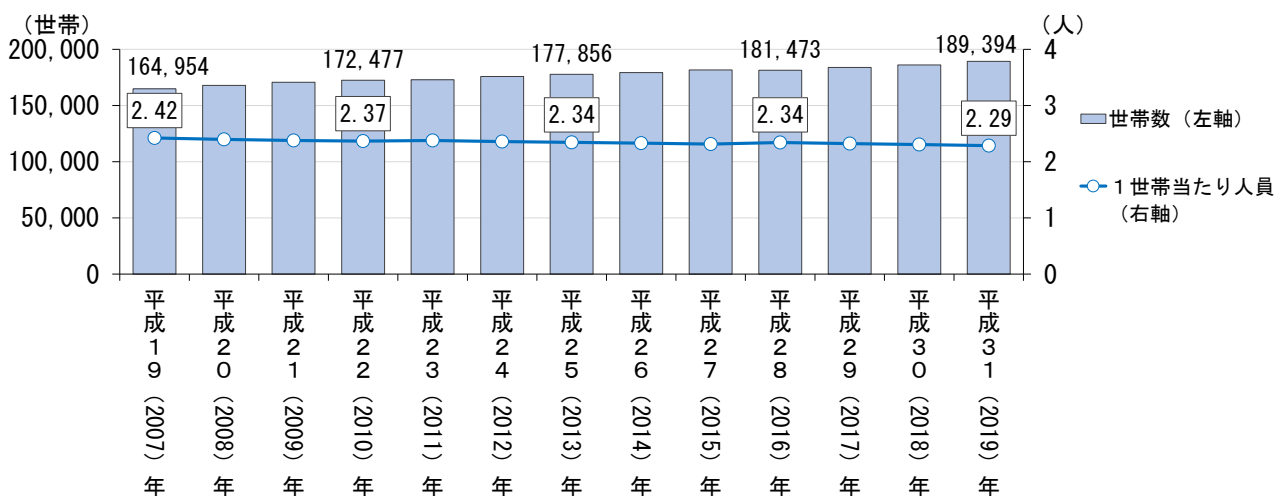
出典：神奈川県衛生統計年報

(2) 世帯の状況

① 藤沢市の世帯数の推移

藤沢市の世帯数は増加傾向が継続していますが、1世帯当たり人員数は減少傾向にあります。

図表2-1-2-1 藤沢市の世帯数と1世帯当たり人員の推移

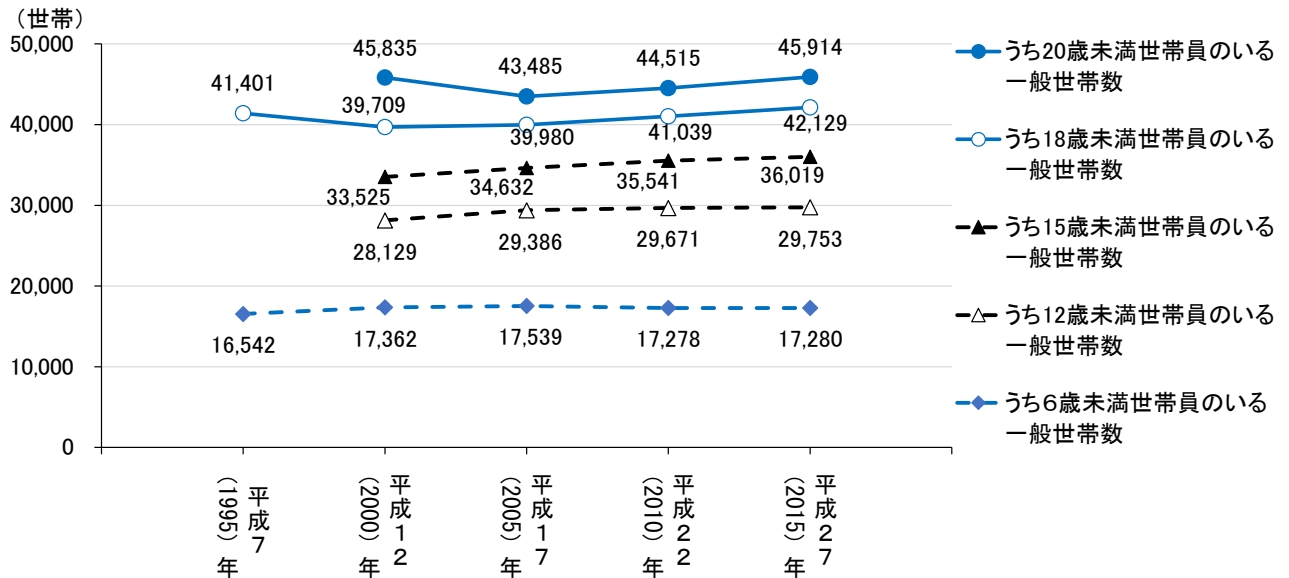


出典：藤沢市の人口と世帯数 人口・世帯数の推移(国勢調査を基準とした推計値)(各年4月1日)

② 子どものいる世帯の数と割合の変化

子どものいる世帯の数は、20歳未満でみると増加傾向にあります。6歳未満の子どものいる世帯の数のみ減少しています。また子どものいる世帯が藤沢市の世帯に占める割合は、どの子どもの年齢で区切っても低下しています。

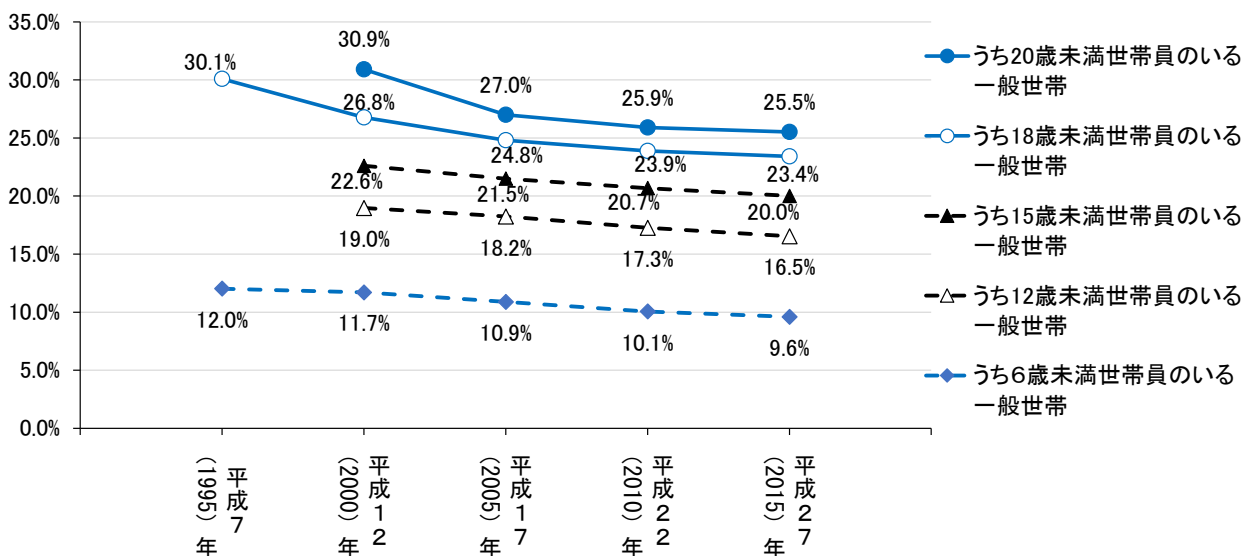
図表2-1-2-2 子どものいる世帯の数の推移(藤沢市)



出典：総務省「国勢調査」

※平成17(2005)年までは、「～歳未満親族がいる一般世帯」の数。平成22(2010)年以降は、「～歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数。

図表2-1-2-3 子どものいる世帯の割合の推移(藤沢市)



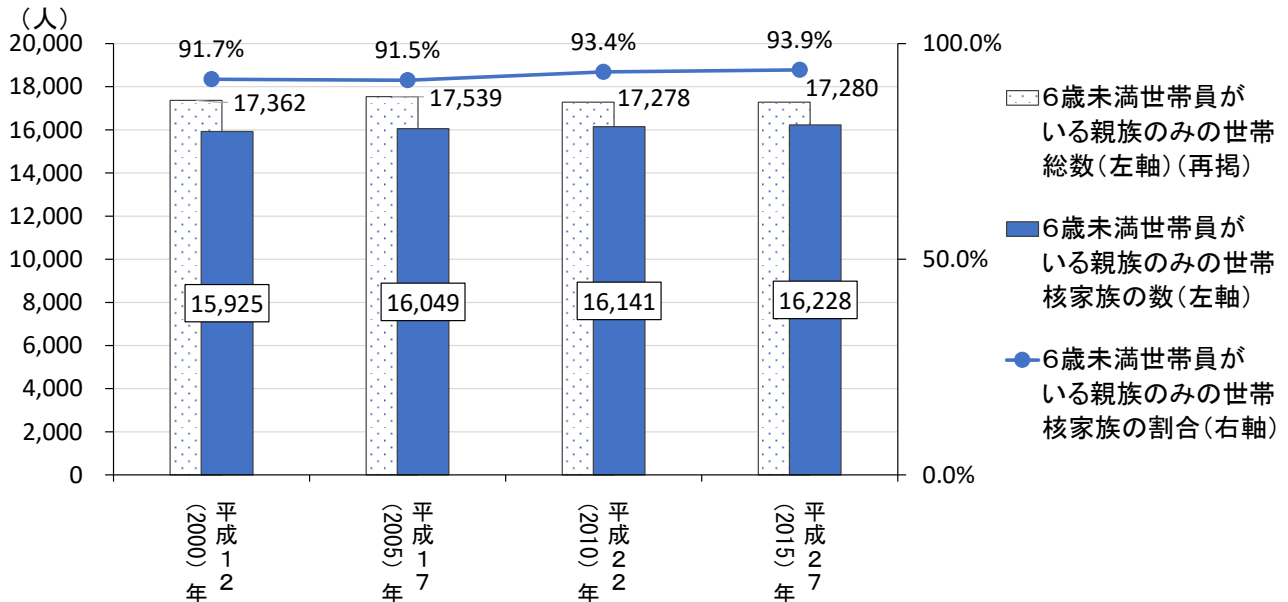
出典：総務省「国勢調査」

※平成17(2005)年までは、「～歳未満の親族のいる一般世帯」の数を「一般世帯」の数で割った値。平成22(2010)年以降は、「～歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数を「一般世帯」の数で割った値。

③ 子どものいる核家族世帯の数と割合

子どものいる核家族世帯は、子どもの年齢が6歳未満・12歳未満のどちらの区分でも、世帯数は増加しており、親族のみの世帯に占める割合も上がっています。

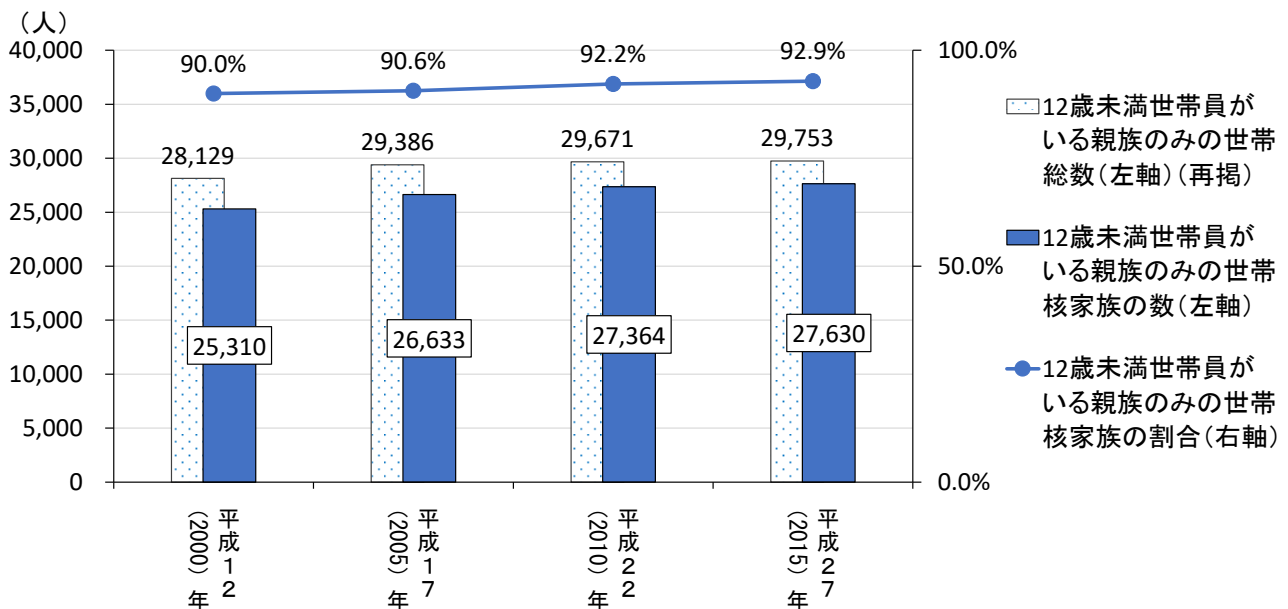
図表2-1-2-2 6歳未満の子どものいる核家族世帯の数と割合の推移(藤沢市)



出典：総務省「国勢調査」

※平成17(2005)年までは、「6歳未満の親族のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「6歳未満の親族のいる一般世帯」の数で割った値。平成22(2010)年以降は、「6歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「6歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数で割った値。

図表2-1-2-3 12歳未満の子どものいる核家族世帯の数と割合の推移(藤沢市)



出典：総務省「国勢調査」

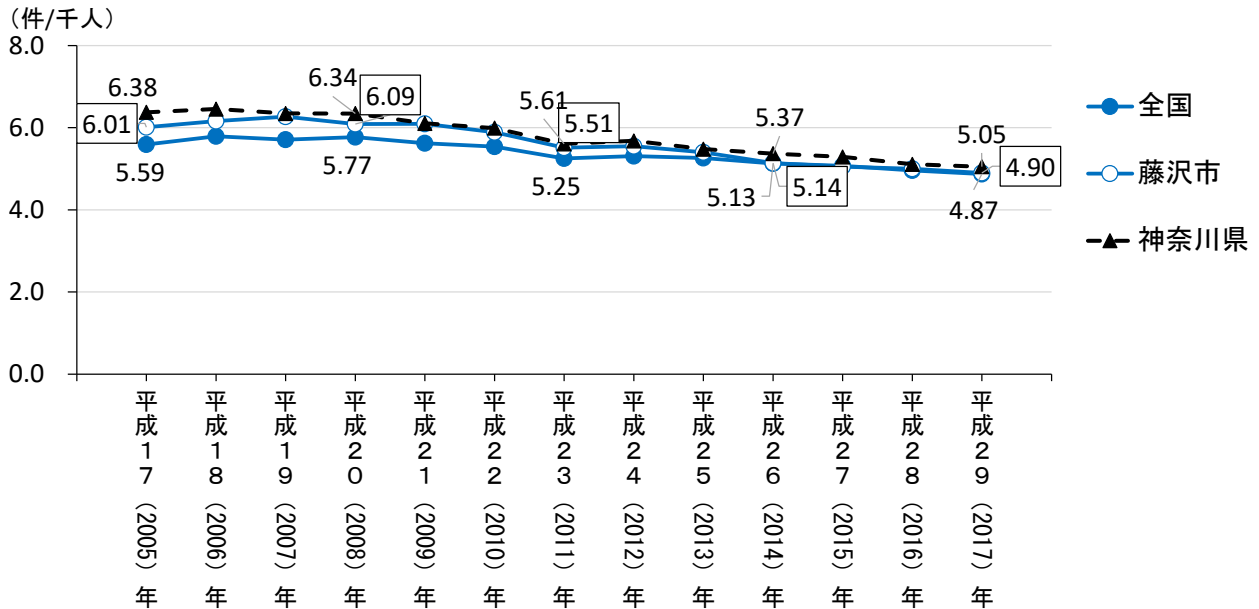
※平成17(2005)年までは、「12歳未満の親族のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「12歳未満の親族のいる一般世帯」の数で割った値。平成22(2010)年以降は、「12歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「12歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数で割った値。

(3) 婚姻の状況

① 婚姻率の推移

藤沢市の婚姻率（千人当たり件数）は、全国や神奈川県と同様に低下傾向にあります。

図表2-1-3-1 藤沢市の婚姻率の推移(全国・神奈川県との比較)

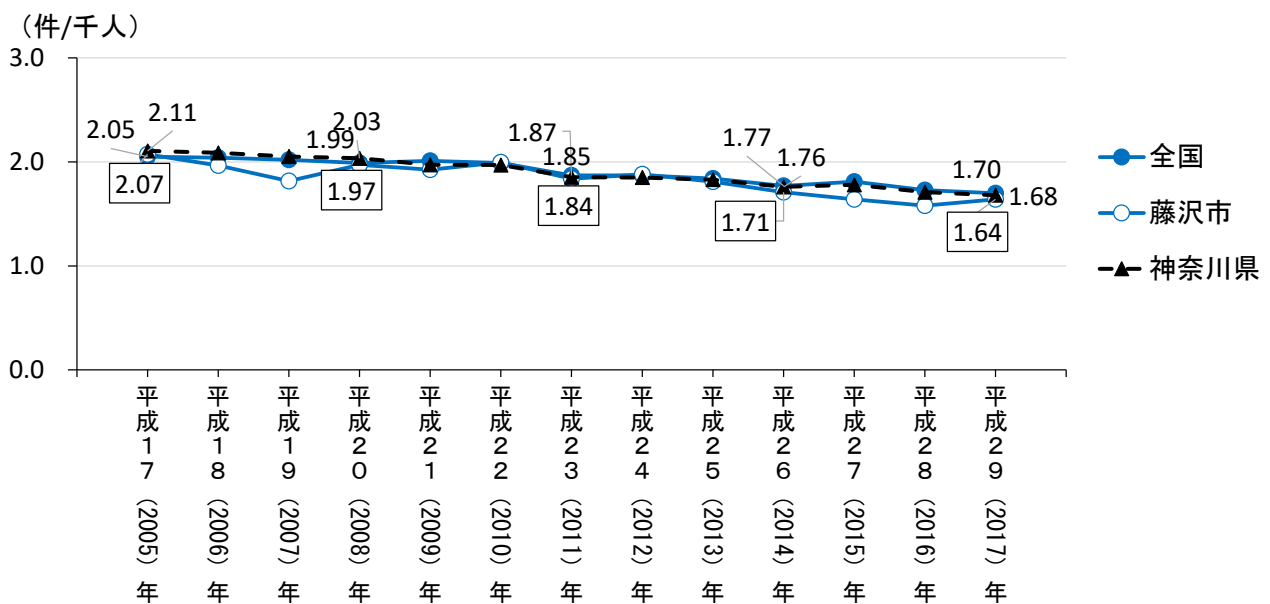


出典：神奈川県衛生統計年報（各年10月1日時点）

② 離婚率の推移

藤沢市の離婚率（千人当たり件数）の推移をみると、こちらも低下傾向にあります。

図表2-1-3-2 藤沢市の離婚率の推移(全国・神奈川県との比較)

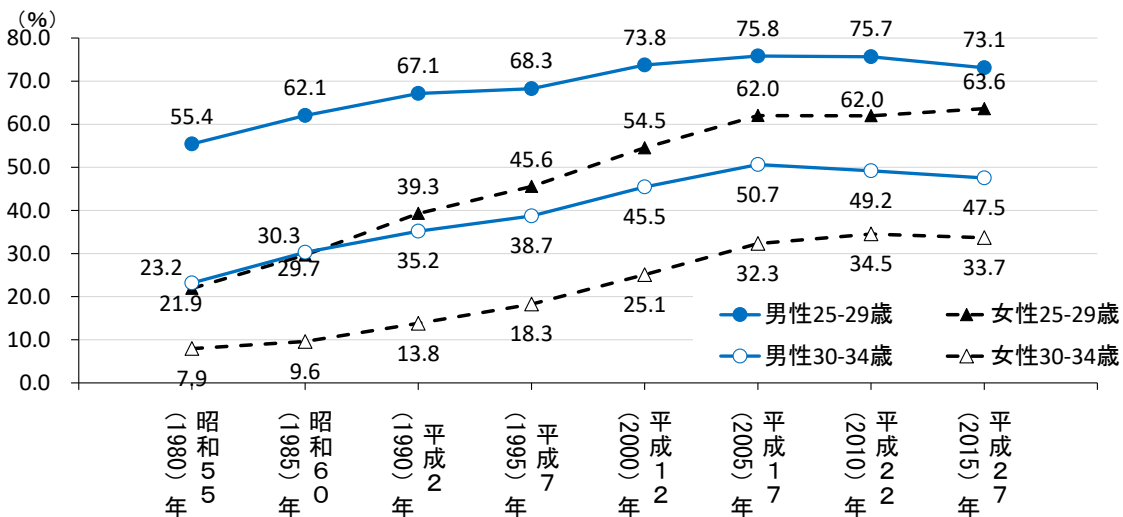


出典：神奈川県衛生統計年報（各年10月1日時点）

③ 未婚率の推移

藤沢市の男性の未婚率は、平成 27 (2015) 年時点で 25~29 歳は 73.1%、30~34 歳は 47.5%となっており、平成 17 (2005) 年以来低下傾向にあります。また女性の未婚率は、平成 27 (2015) 年時点で 25~29 歳は 63.6%、30~34 歳は 33.7%となっています。

図表2-1-3-3 藤沢市の未婚率の推移(男女別・年齢階層別)

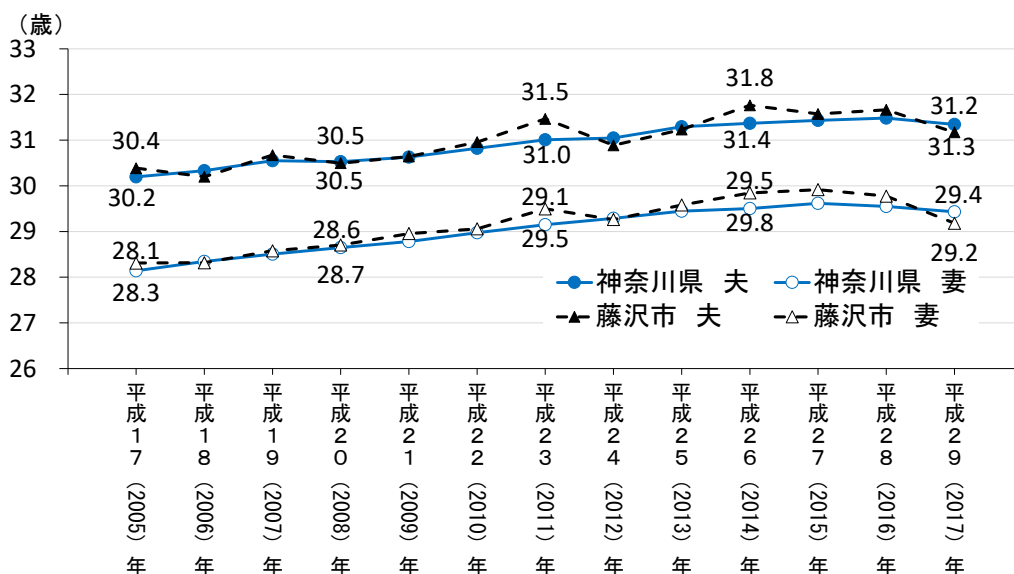


出典：総務省「国勢調査」

④ 平均初婚年齢

藤沢市の平均初婚年齢は、夫・妻ともに上昇傾向にあり、平成 29 (2017) 年では夫が 31.3 歳、妻が 29.2 歳となっています。

図表2-1-3-4 藤沢市の平均初婚年齢の推移(神奈川県との比較)



出典：神奈川県衛生統計年報

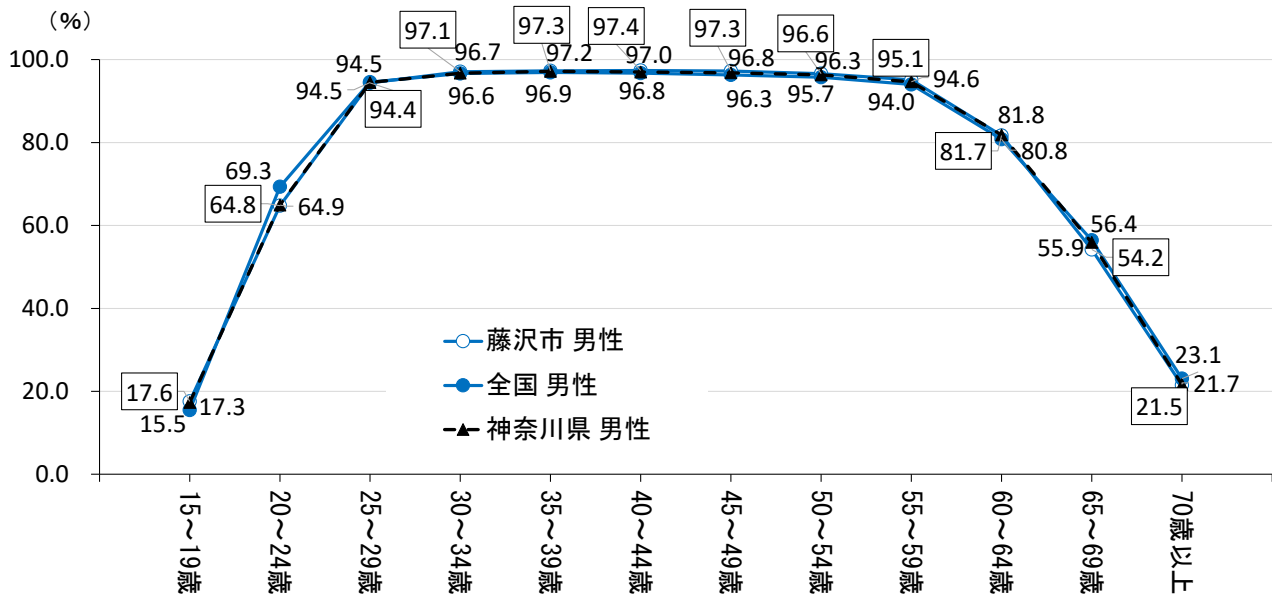
※妻の平均初婚年齢は「夫・妻とも初婚」「夫再婚妻初婚」における件数と「妻」の平均年齢、夫の平均初婚年齢は「夫・妻とも初婚」「夫初婚妻再婚」における件数と「夫」の平均年齢から算出した。

(4) 就労の状況

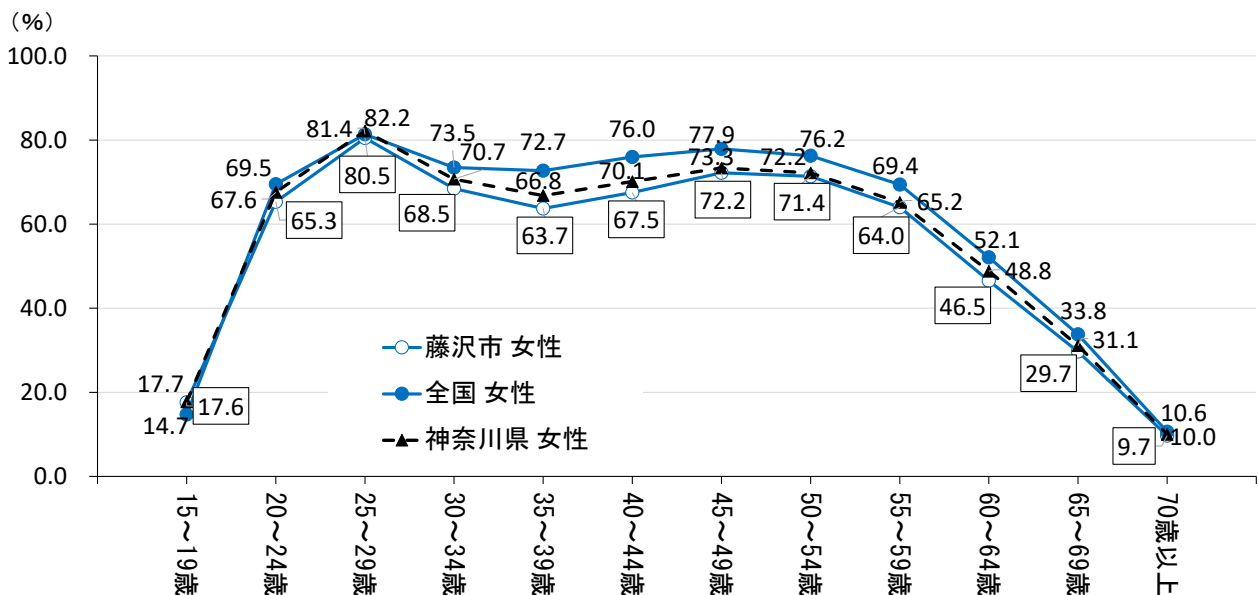
① 労働力率の推移

藤沢市の年齢層別の労働力率をみると、男性は全国や神奈川県と同様の傾向ですが、女性は全国や神奈川県よりも低くなっています。また、労働力率が最も低い年齢層、いわゆる「M字カーブ」の底は35～39歳で、63.7%となっています。

図表2-1-4-1 藤沢市の男性の労働力率(全国・神奈川県との比較)



図表2-1-4-2 藤沢市の女性の労働力率(全国・神奈川県との比較)



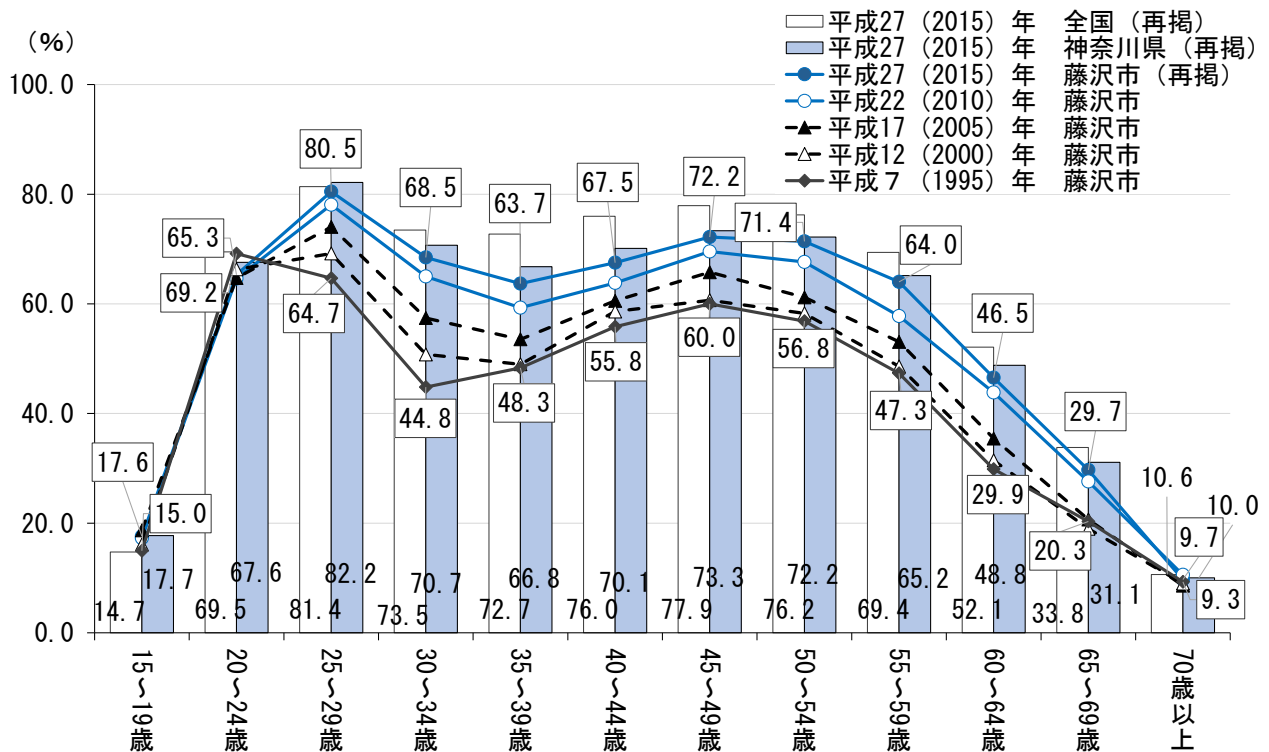
出典：総務省「国勢調査」(平成27年版)

※労働力率は、「労働力人口」と「非労働力人口」の合計に占める、「労働力人口」の割合として算出しており、「労働力状態不詳」は含めていない。なお、「労働力人口」は「就業者」と「完全失業者」の合計である。

② 女性の年齢層別労働力率の推移

藤沢市の女性の年齢層別労働力率の推移をみると、平成7（1995）年から平成27（2015）年にかけて、25歳以上の全ての年齢層において労働力率が上昇しています。また、「M字カーブ」の底に当たる年齢層は、平成7（1995）年時点では30～34歳でしたが、平成27（2015）年時点では35～39歳となっています。

図表2-1-4-3 藤沢市の女性の年齢層別労働力率（年別、全国・神奈川県との比較）



出典：総務省「国勢調査」（平成27年版）

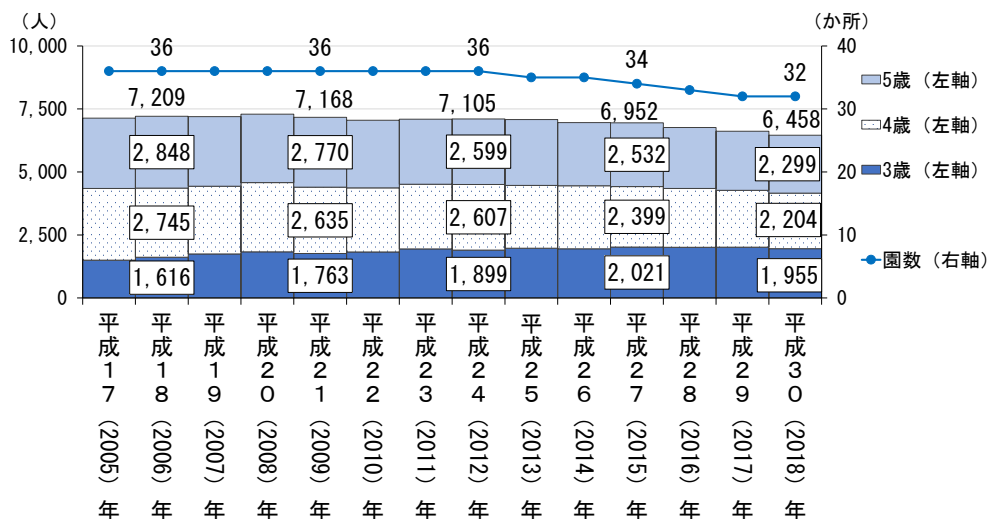
※労働力率は、「労働力人口」と「非労働力人口」の合計に占める、「労働力人口」の割合として算出しており、「労働力状態不詳」は含めていない。なお、「労働力人口」は「就業者」と「完全失業者」の合計である。

(5) 就学前児童の状況

① 幼稚園の在園者数と園数の推移

藤沢市の幼稚園在園者数の推移をみると、減少傾向にあり、平成 30（2018）年時点で 6,458 人となっています。また藤沢市の幼稚園の数は、平成 30（2018）年時点で 32 園となっており、減少傾向にあります。

図表2-1-5-1 幼稚園の在園者数と園数の推移

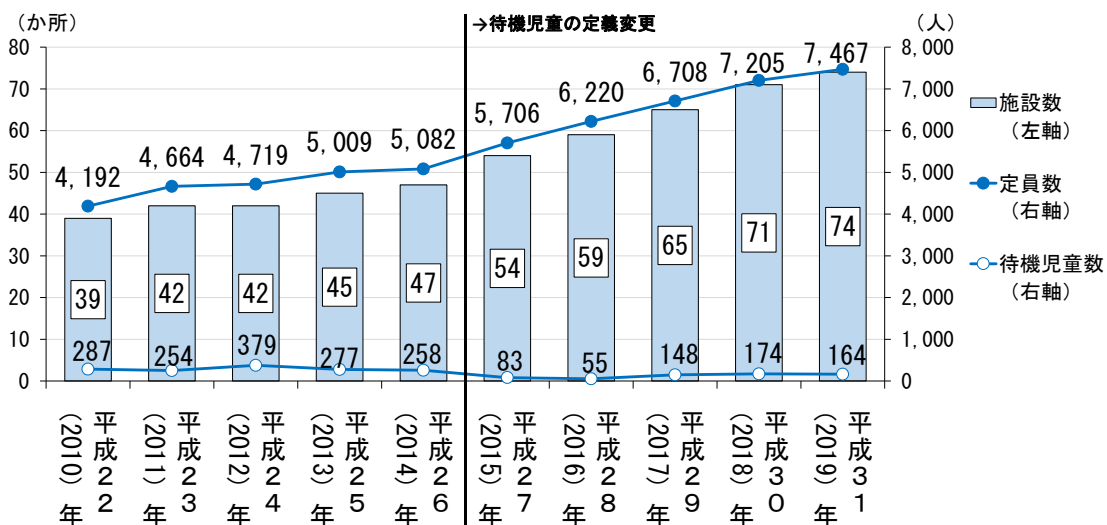


出典：神奈川県学校基本統計（学校基本調査報告書）（各年4月1日時点）

② 認可保育所の定員数、施設数、待機児童数の推移

認可保育所の定員数と施設数は増加傾向にあり、平成 31（2019）年時点で定員数は 7,467 人、施設数は 74 か所となっています。他方、待機児童数については、平成 31（2019）年時点で 164 人となっています。

図表2-1-5-2 認可保育所の定員数、施設数、待機児童数の推移



出典：施設数は藤沢市統計年報、定員数・待機児童数は藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）〈平成 27 年度～平成 31 年度〉、同中間見直し（平成 30 年3月）、保育課資料（各年4月1日）

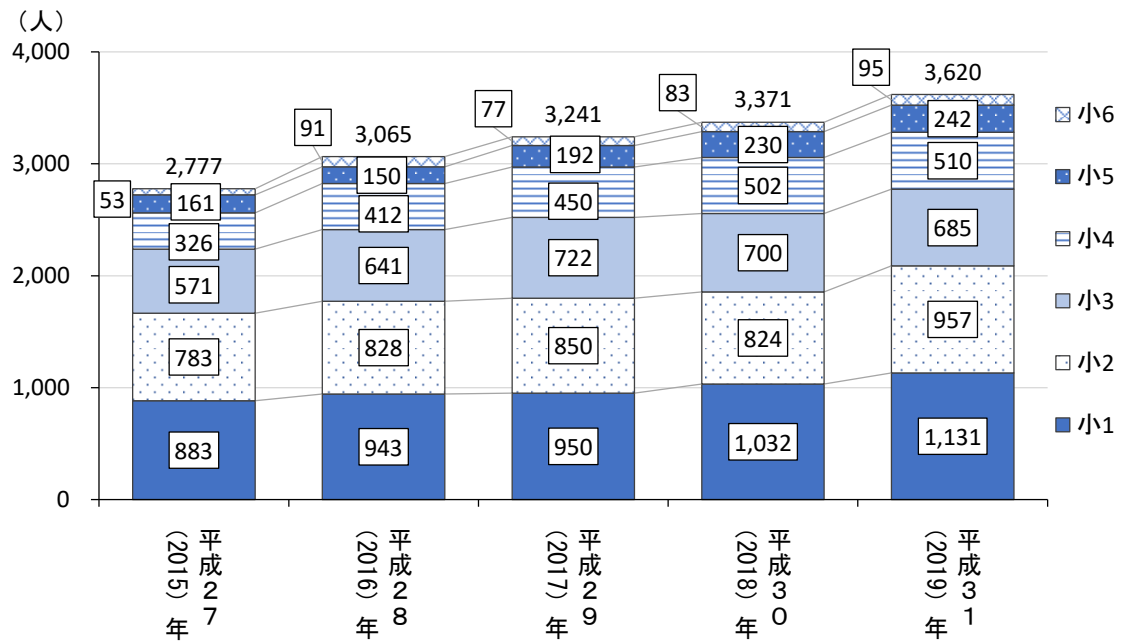
※平成 27 年4月より、待機児童の定義が変更されたため、平成 26 年以前とは水準が異なっている。

(6) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの利用者数の推移

放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあり、平成 27（2015）年から平成 31（2019）年にかけて 843 人増えています。低学年の方が利用者数は多く、5年間の増加幅も大きいですが、高学年でも増加しています。

図表2-1-6-1 放課後児童クラブの利用者数の推移



出典：青少年課資料（各年4月1日）

2. 子ども、子育てに関するニーズ調査

(1) 調査の実施

計画策定にあたって、子育て支援に関する利用状況や意見・要望等を把握するとともに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するため、就学前児童のいる世帯を対象に「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査」、5歳児及び小学生のいる世帯を対象に「藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査」を実施しました。

詳細は次のとおりです。

図表2-2-1-1 子ども、子育てに関するニーズ調査の実施概要

| | 藤沢市子ども・子育て支援に関する 利用希望把握調査 | 藤沢市放課後児童クラブに関する 利用希望把握調査 |
|---------|---------------------------------|------------------------------------|
| 調査地域 | 藤沢市全域 | 藤沢市全域 |
| 調査対象 | 市内在住の就学前児童（0～4歳児）のいる世帯（6,000世帯） | 市内在住の5歳児及び小学生（1～5年生）のいる世帯（6,000世帯） |
| 対象者抽出方法 | 住民基本台帳から無作為抽出 | 住民基本台帳から無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 | 郵送による配布・回収 |
| 調査期間 | 令和元（2019）年5月8日（水）～5月27日（月） | 令和元（2019）年5月8日（水）～5月27日（月） |
| 回収状況 | 3,171件（回収率52.9%） | 2,920件（回収率48.7%） |

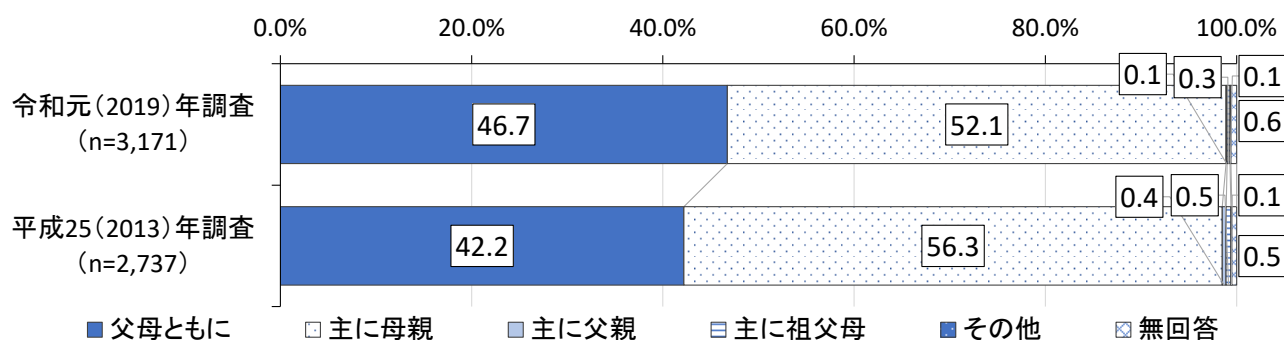
(2) 現状の分析

① 対象の子どもと家族の状況

(ア) 子育てを主に行っている人

子育て（身の回りの世話や教育などを含む）を主に行っている人は、「父母ともに」が46.7%で、平成25（2013）年調査時よりも増えています。また「主に母親」は52.1%となっています。

図表2-2-2-1 子育てを主に行っている人

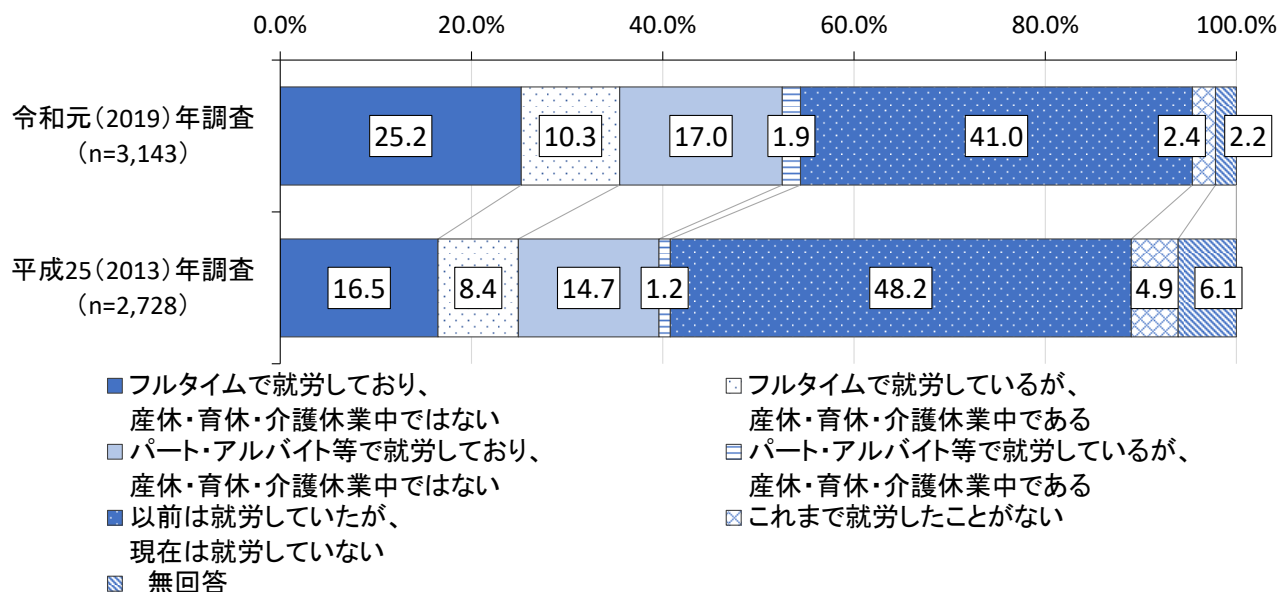


出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」（2014年3月）

(イ) 就学前児童の母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、フルタイム・パートタイムともに平成25（2013）年調査時よりも増え、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は減っています。

図表2-2-2-2 就学前児童の母親の就労状況

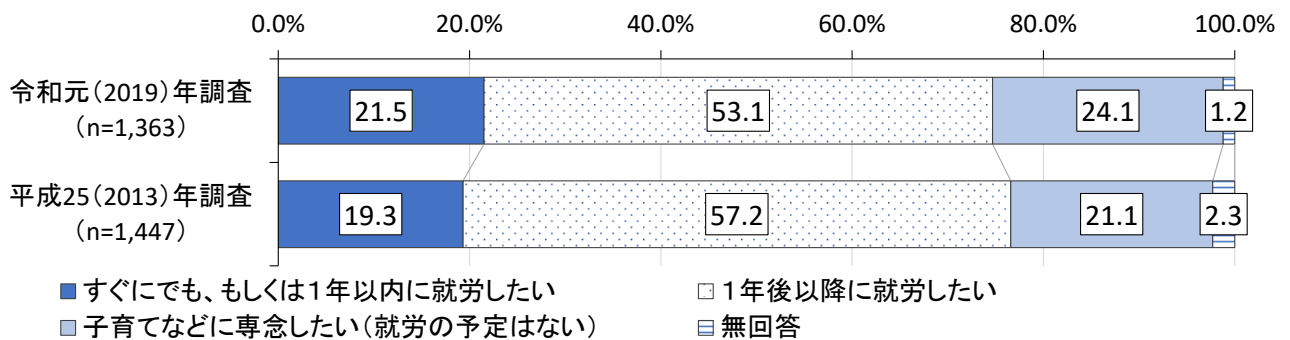


出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」（2014年3月）

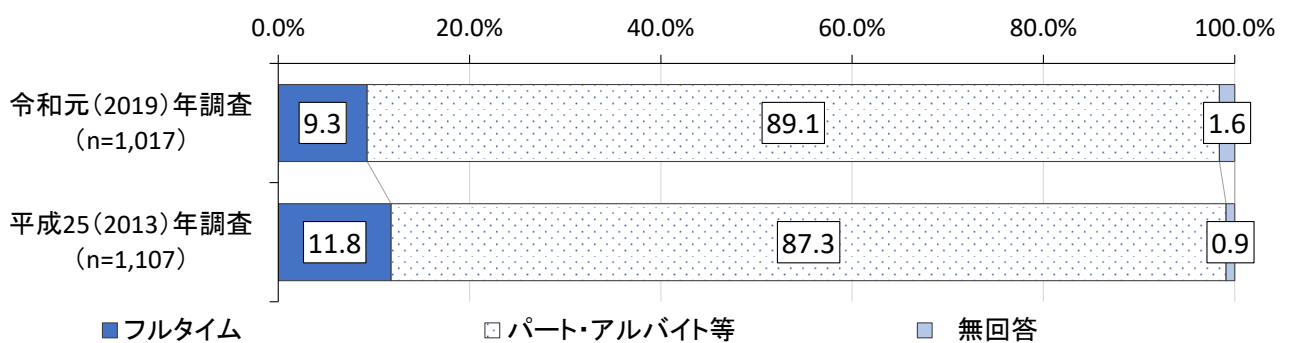
(ウ) 就学前児童の母親の就労意向

就学前児童の非就業の母親について、74.6%が就労意向を持っていますが、平成 25 (2013) 年調査時よりも割合が低下しています。また、希望する就労形態は「パート・アルバイト等」が約9割となっています。就労時期の希望は1年以内が 21.5%ですが、「1年後以降に就労したい」人の希望では「一番下の子どもが6歳以上」が 43.7%と低下しており、1～4歳のうちに就労したい人の割合が増えています。

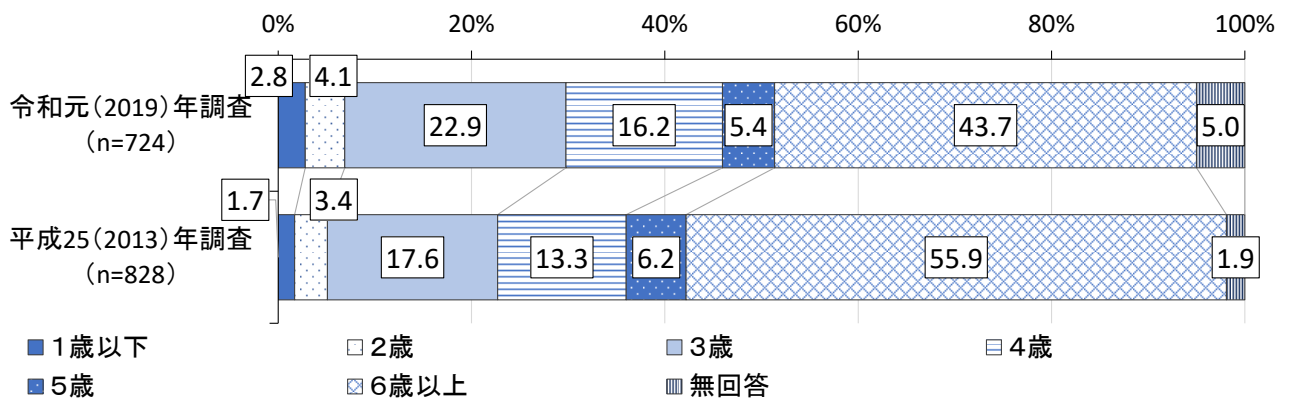
図表2-2-2-3 非就業の母親(就学前児童)の就労意向



図表2-2-2-4 非就業の母親(就学前児童)が希望する就労形態



図表2-2-2-5 1年後以降に非就業の母親(就学前児童)が就労したい時期(末子の年齢)

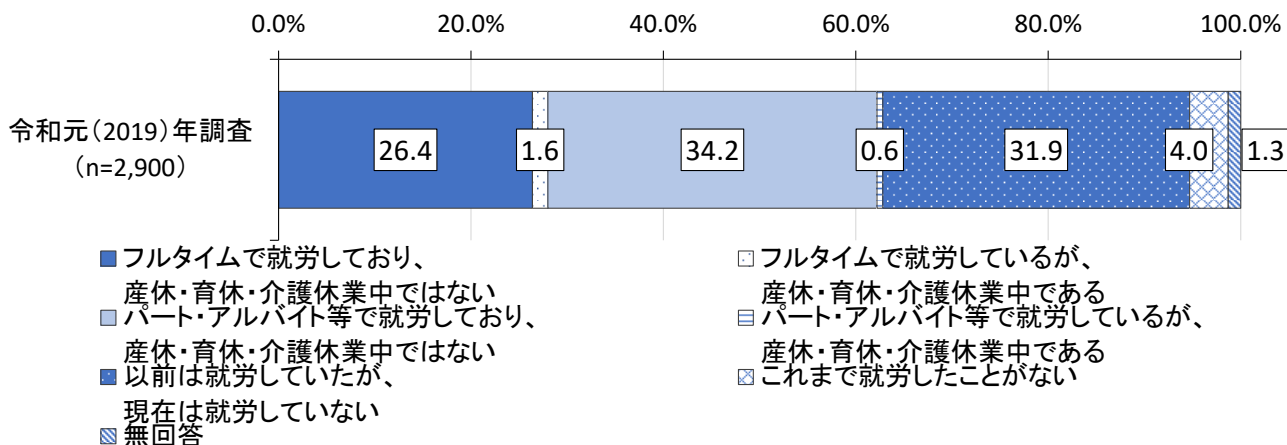


出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」(2014年3月)

(エ) 小学生の母親の就労状況

小学生の母親の就労状況は、フルタイム（産休・育休・介護休業中を含む）が28.0%、パートタイム（産休・育休・介護休業中を含む）が34.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が31.9%となっています。

図表2-2-2-6 小学生の母親の就労状況

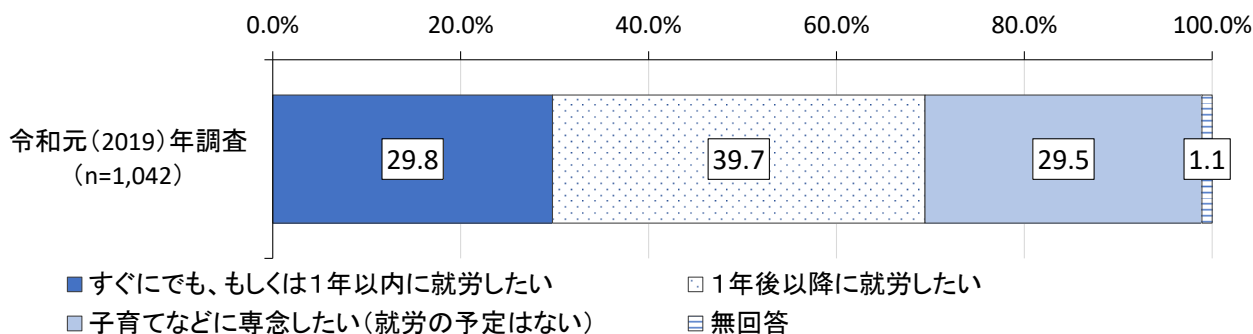


出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」

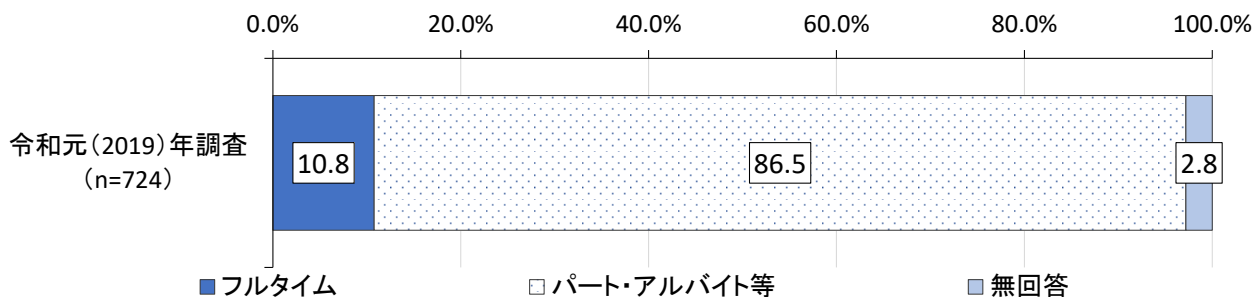
(オ) 小学生の母親の就労意向

小学生の非就業の母親について、就労を希望しているのは約7割で、そのうち約9割が「パート・アルバイト等」を望んでいます。また「子育て等に専念したい（就労の予定はない）」という回答も約3割います。

図表2-2-2-7 非就業の母親(小学生)の就労意向



図表2-2-2-8 非就業の母親(小学生)が希望する就労形態



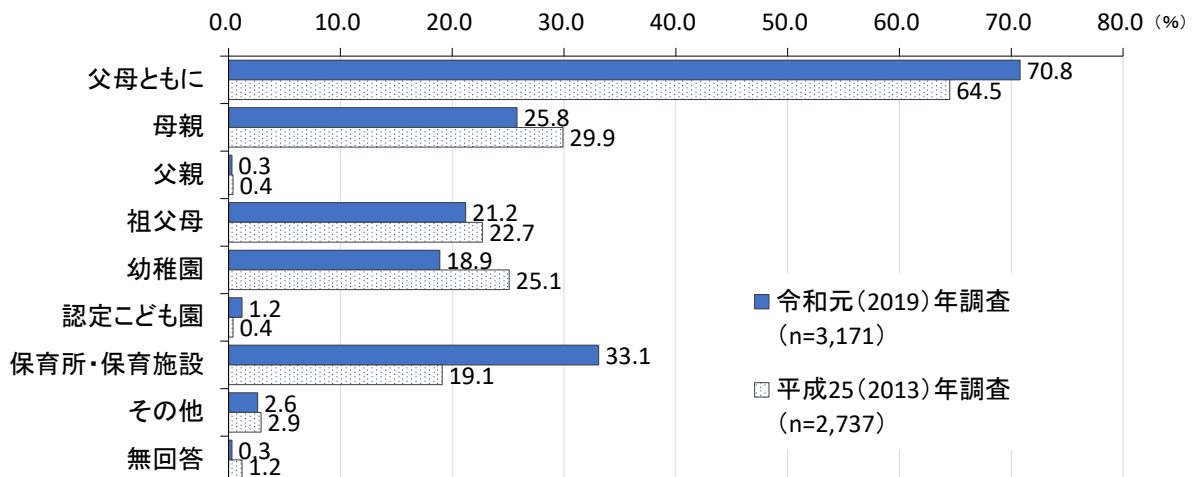
出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」

② 子どもの育ちをめぐる環境

(ア) 子育てに日常的に関わっている人

子育て（身の回りの世話や教育などを含む）に日常的に関わっているのは、「父母ともに」が70.8%で最も多く、次いで「保育所・保育施設」が33.1%となっており、平成25（2013）年調査時よりも上がっています。その他「母親」「祖父母」「幼稚園」の回答割合が比較的高いですが、平成25（2013）年調査時よりも下がっています。

図表2-2-2-9 子育てに日常的に関わっている人

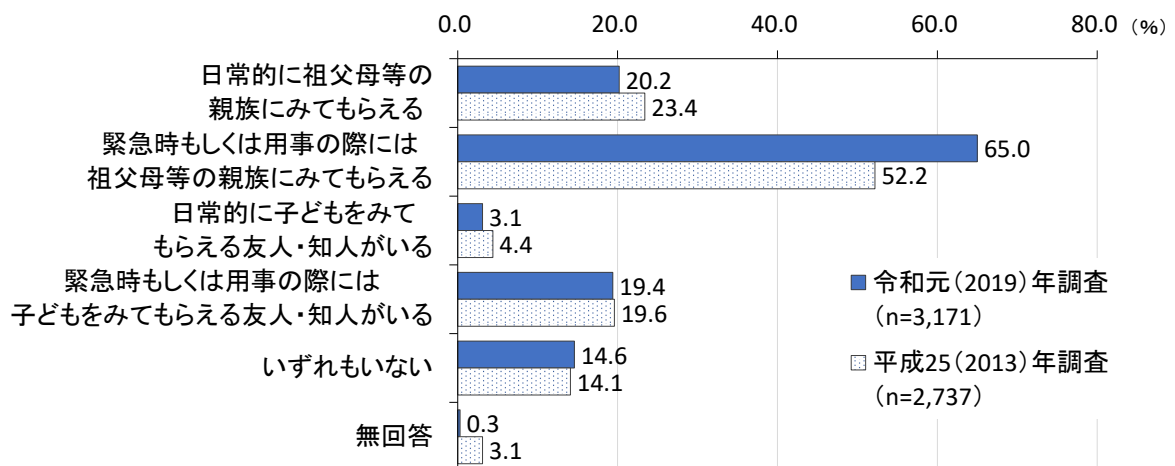


出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」（2014年3月）
 ※平成25（2013）年調査では「保育所・保育施設」の選択肢は無く、「認可保育所」「認可外保育所」となっていたため、図表中ではこれらを合計した。

(イ) 子どもをみてもらえる親族・友人等の有無

子どもをみてもらえる親族・友人等の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の回答割合が最も高く、平成25（2013）年調査時から上昇しています。

図表2-2-2-10 子どもをみてもらえる親族・友人等の有無

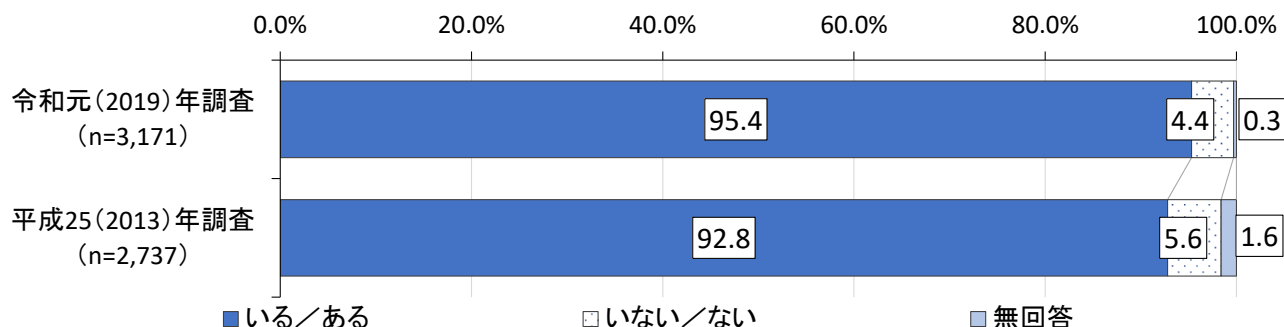


出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」（2014年3月）

(ウ) 子育てをする上で気軽に相談できる相手・場所

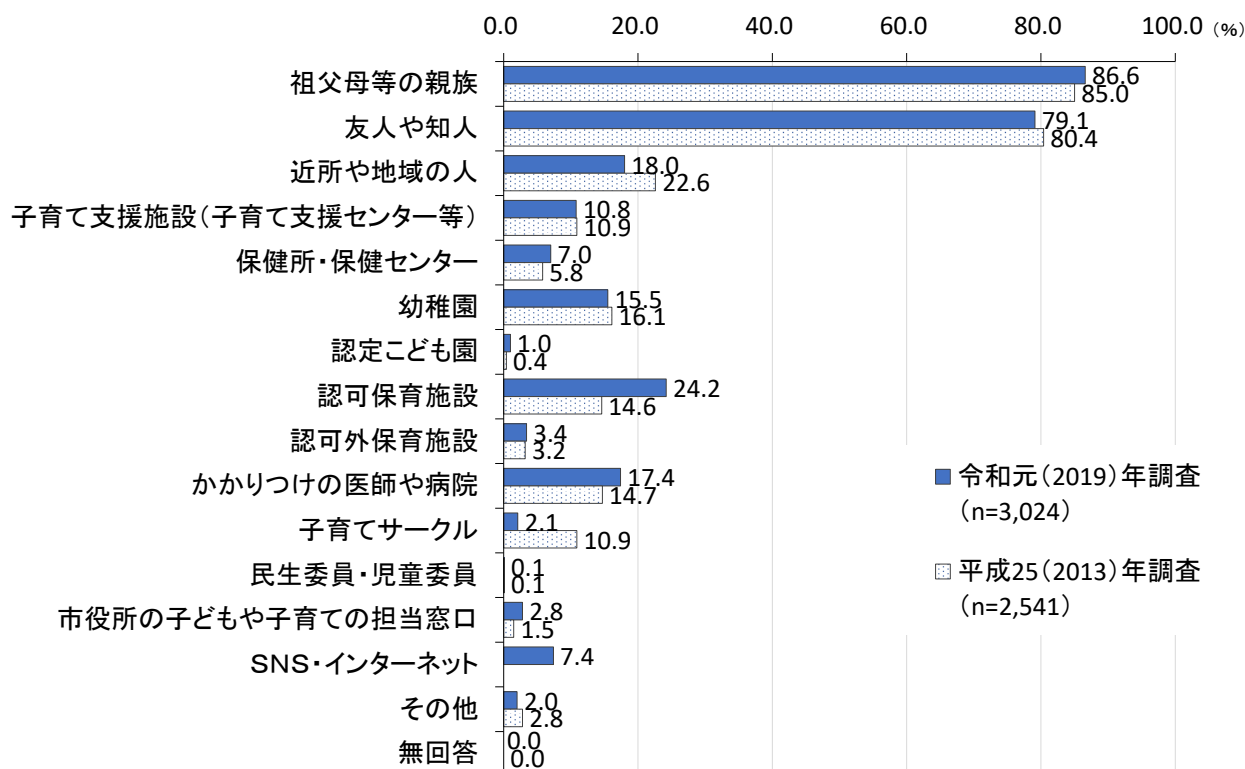
子育て（教育を含む）について気軽に相談できる相手・場所について、95.4%が「いる／ある」と回答しています。相談先としては、「祖父母等の親族」が最も高く約9割、次いで「友人や知人」が約8割となっています。また、「近所や地域の人」の回答割合は低下していた一方で、「認可保育施設」の回答割合は上昇しています。

図表2-2-2-11 子育てについて気軽に相談できる相手・場所の有無



出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」（2014年3月）

図表2-2-2-12 子育てについて気軽に相談できる相手・場所



出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」（2014年3月）

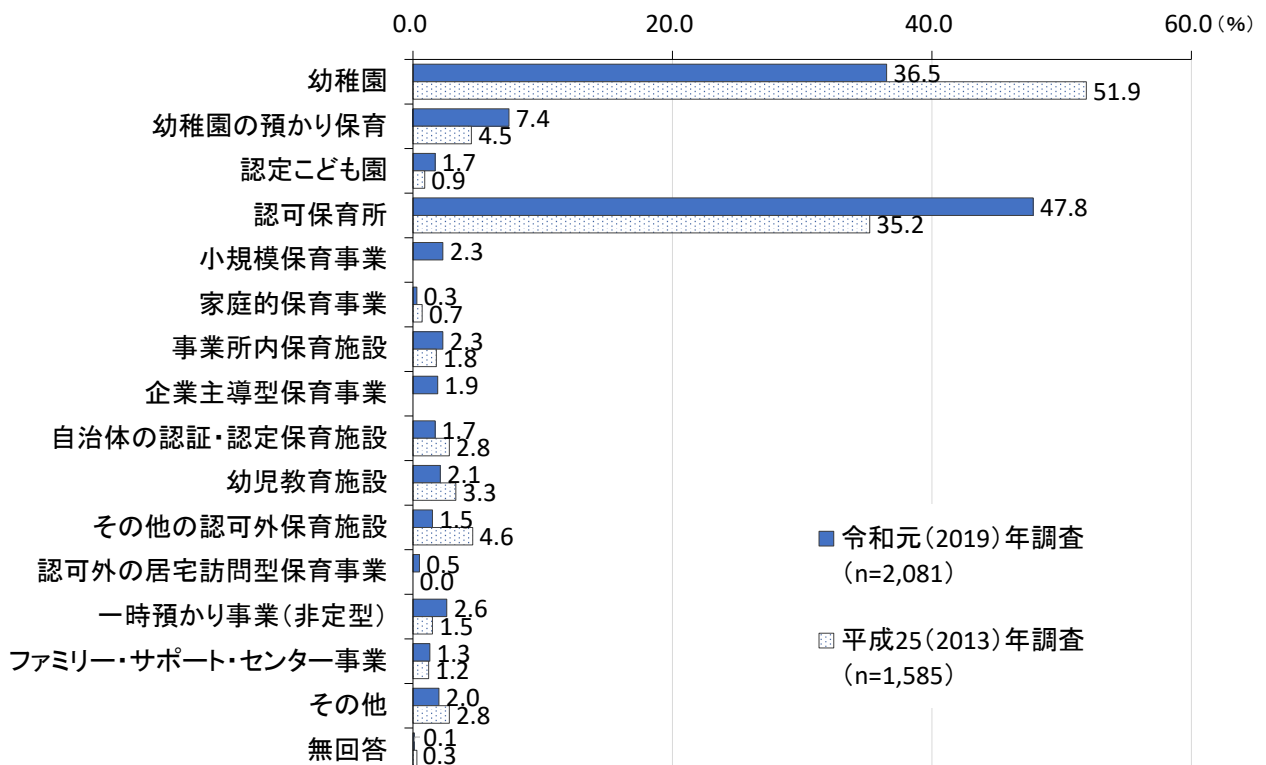
※相談先について、平成25(2013)年調査では「子育て支援施設(子育て支援センター、つどいの広場等)・子育てサークル」という選択肢であったため、図表中では関連する各項目において数値を再掲している。

③ 教育・保育事業の利用状況

(ア) 定期的な教育・保育事業の利用

平日に定期的に子どもが利用している教育・保育事業は、平成 25（2013）年調査時には「幼稚園」が最も回答割合が高く、次いで「認可保育所」でしたが、令和元（2019）年調査では「認可保育所」が 47.8%で最も回答割合が高く、次いで「幼稚園」が 36.5%となっています。その他、「幼稚園の預かり保育」や「一時預かり事業（非定型）」の回答割合が比較的高くなっています。

図表2-2-2-13 定期的な教育・保育事業の利用状況

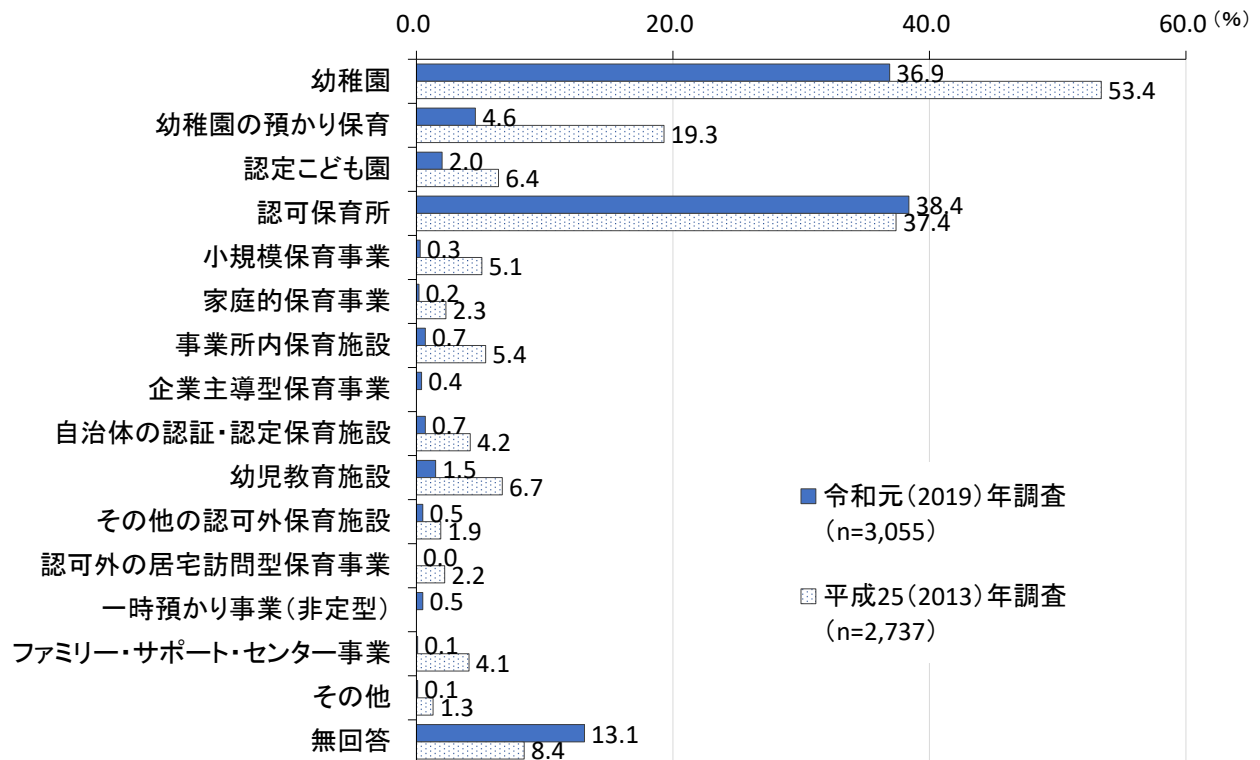


出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」（2014年3月）

(イ) 定期的な教育・保育事業の今後の利用希望

教育・保育事業の今後の利用希望について、「認可保育所」は平成25(2013)年調査とあまり変わっていませんが、他のすべての事業で回答割合が低下しています。

図表2-2-2-14 定期的な教育・保育事業の今後の利用希望

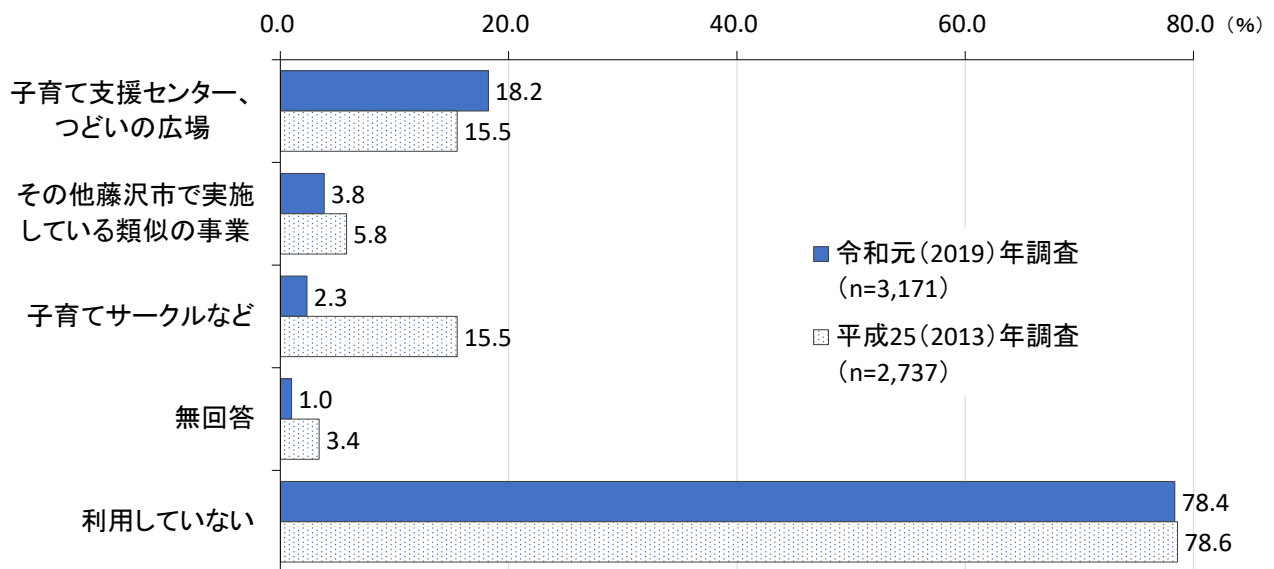


出典:「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」(2014年3月)

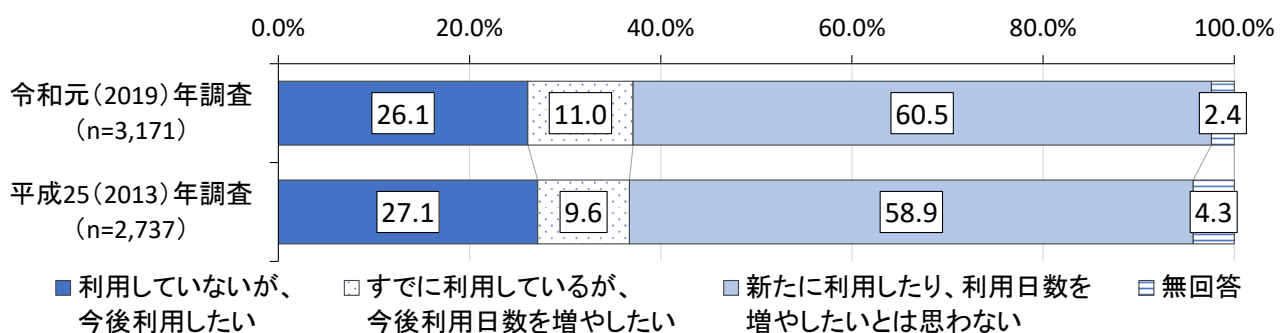
(ウ) 地域の子育て支援事業の利用状況・利用希望

地域の子育て支援事業の利用状況は、「子育て支援センター、つどいの広場」は平成 25 (2013) 年調査時から回答割合が上昇していますが、「利用していない」という回答は約8割と変化していません。今後の利用希望について尋ねた結果をみても、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」という回答の割合は約6割で変化していません。

図表2-2-2-15 地域の子育て支援事業の利用状況



図表2-2-2-16 地域の子育て支援事業の今後の利用希望



出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」(2014年3月)

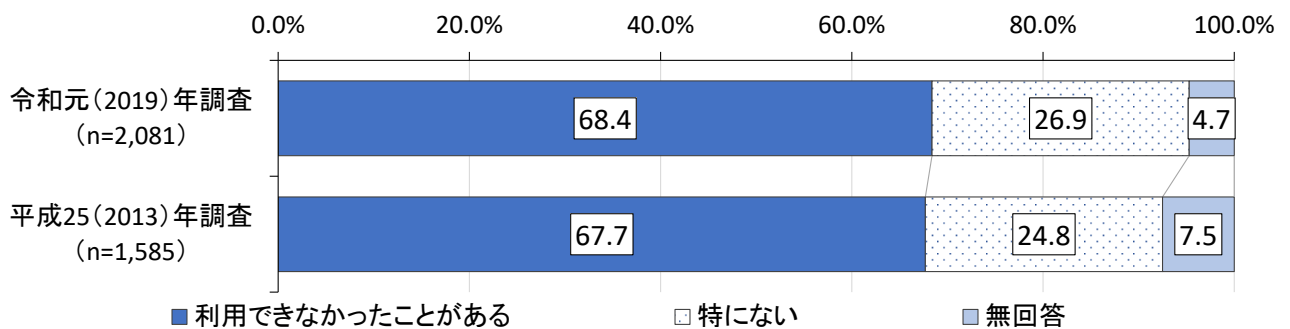
※利用状況について、平成 25 (2013) 年調査では「子育て支援施設(子育て支援センター、つどいの広場等)・子育てサークル」という選択肢であったため、図表中では関連する各項目において数値を再掲している。

(工) 病気の際の対応

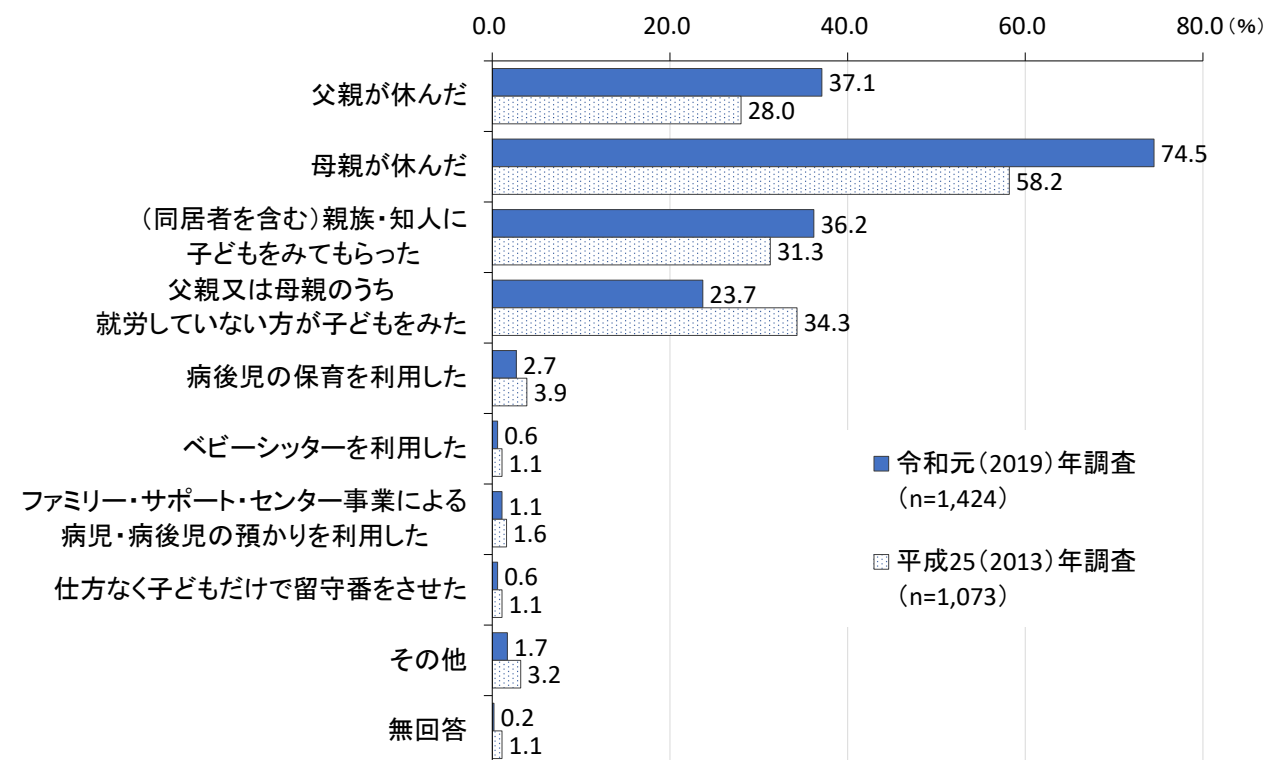
子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験について、平成25(2013)年調査時と同様、約7割が「利用できなかったことがある」と回答しています。そのときの対処方法は「母親が休んだ」が74.5%で最も回答割合が高く、次いで「父親が休んだ」「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の回答割合が高くなっています。「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の回答割合も比較的高いですが、平成25(2013)年調査時と比べて低下しています。

父親や母親が休んで対処した人の病児・病後児保育施設等の利用希望は約4割で、平成25(2013)年調査時よりも回答割合が低下しています。また希望の事業形態としては「小児科や医療機関に併設した施設で子どもを保育する事業」が約9割の回答割合となっています。

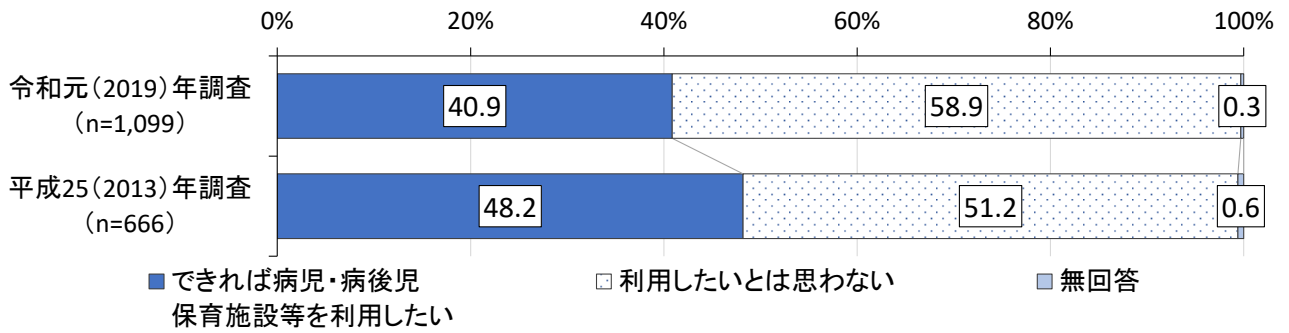
図表2-2-2-17 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験の有無



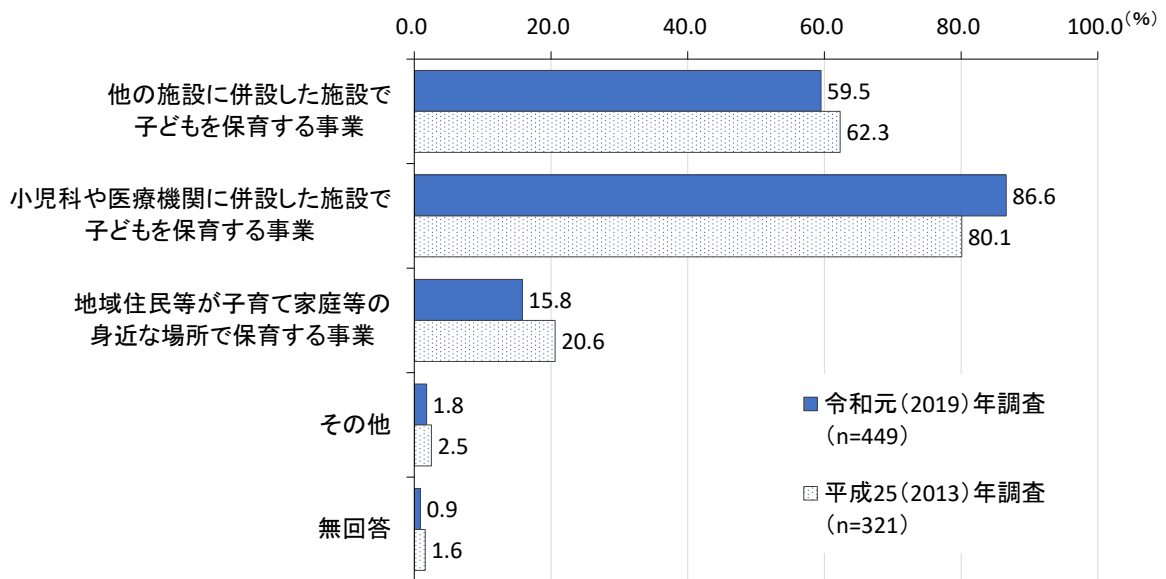
図表2-2-2-18 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった際の対応



図表2-2-2-19 病児・病後児保育施設等の利用希望



図表2-2-2-20 望ましいと思う事業形態

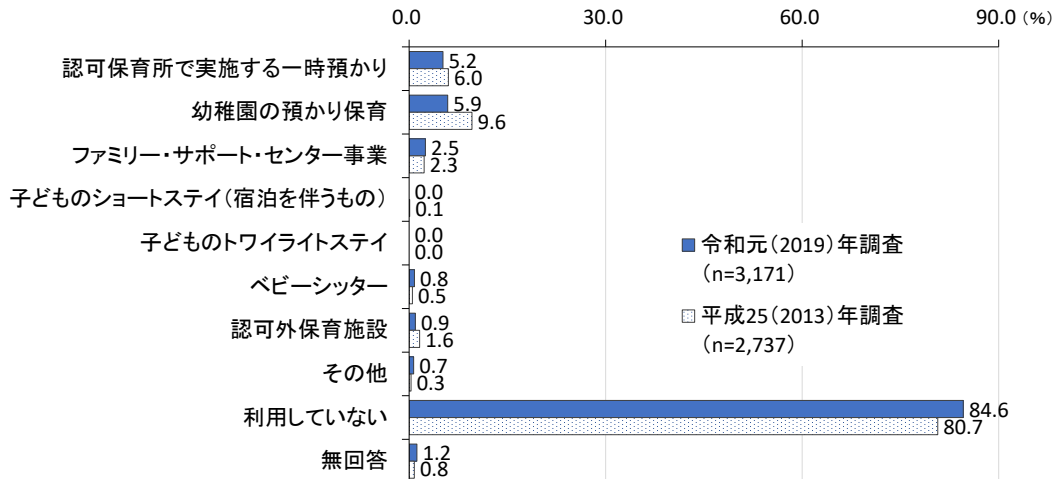


出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」(2014年3月)

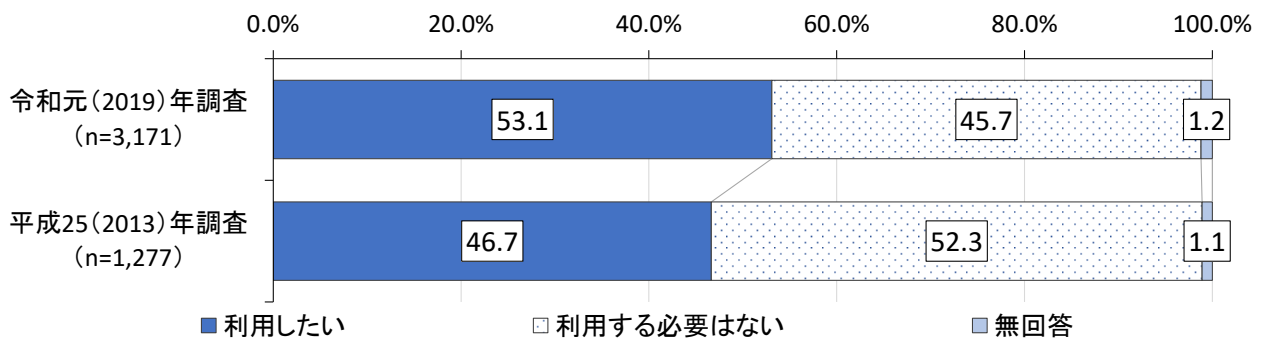
(オ) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

不定期の教育・保育事業の利用状況は、「幼稚園の預かり保育」が5.9%、「認可保育所で実施する一時預かり」が5.2%となっています。今後の利用希望は53.1%が「利用したい」と回答しており、平成25(2013)年調査時よりも回答割合が上昇しています。また利用目的は「私用、リフレッシュ目的」が約8割で最も高くなっています。

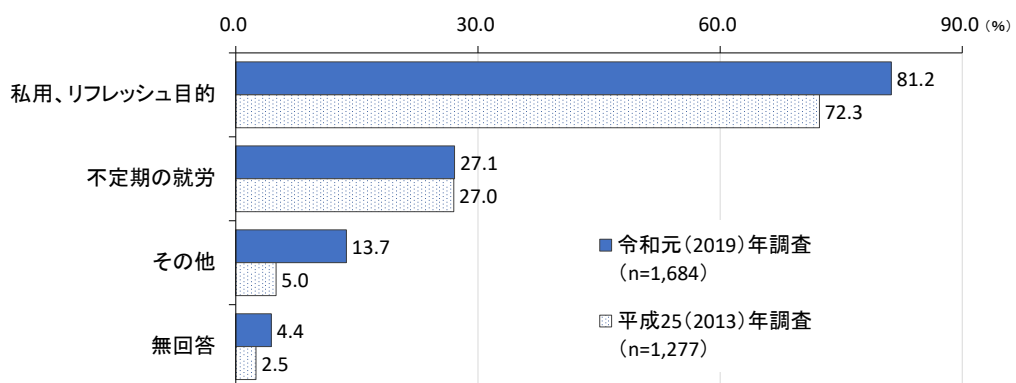
図表2-2-2-21 不定期の教育・保育事業の利用状況



図表2-2-2-22 不定期の教育・保育事業の今後の利用希望



図表2-2-2-23 不定期の教育・保育事業の利用目的



出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」(2014年3月)

※利用状況について、令和元(2019)年調査は「認可保育所で実施する一時預かり」から「その他」の選択肢が複数回答。平成25(2013)年調査は「認可保育所で実施する一時預かり」から「利用していない」の選択肢が複数回答で、「認可保育所で実施する一時預かり」の選択肢は無く、単に「一時預かり」という選択肢であった。上図においては「一時預かり」の回答割合を「認可保育所で実施する一時預かり」の箇所に記載している。

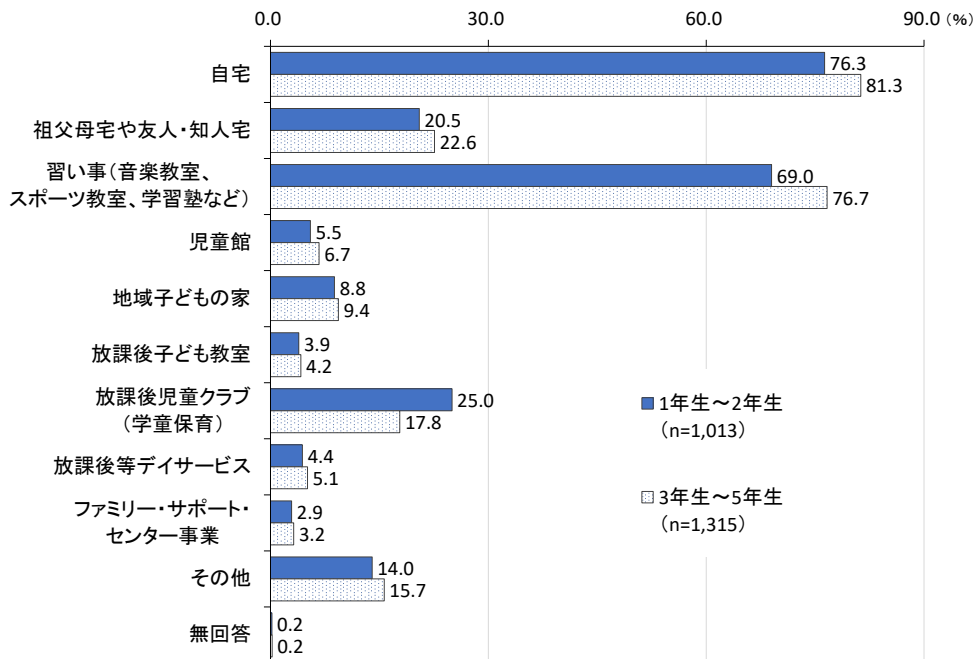
※利用目的について、平成25(2013)年調査の「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院」という選択肢については図表から割愛した。

(カ) 放課後の過ごし方

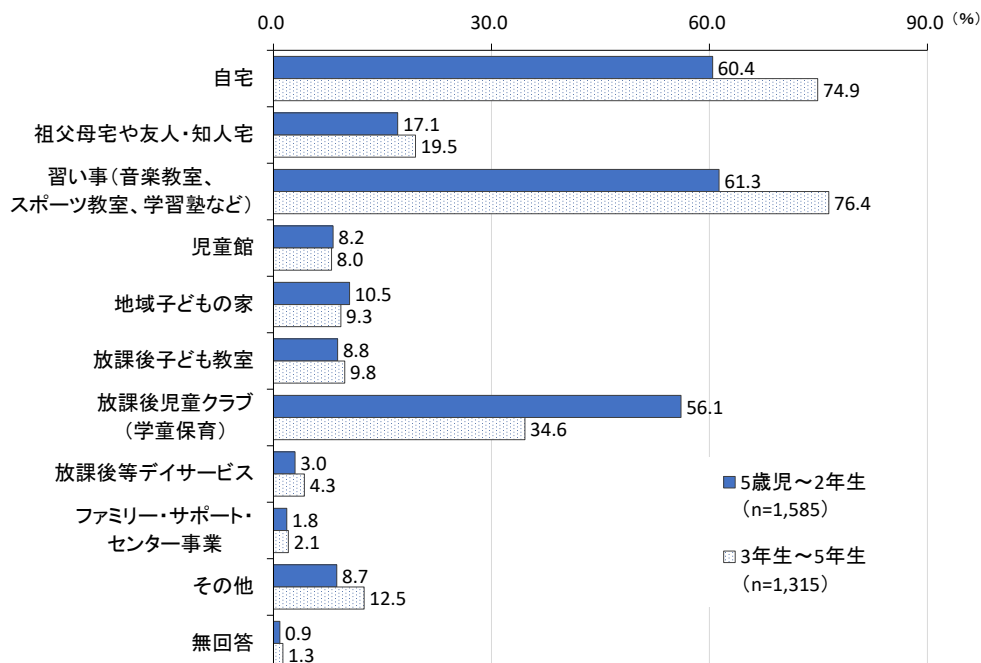
小学生の放課後の過ごし方は、低学年・高学年ともに「自宅」が約8割で最も回答割合が高く、次いで「習い事」の回答割合が高くなっています。低学年のうち「放課後児童クラブ（学童保育）」の回答割合が比較的高いですが、高学年になると低下しています。

来年度に放課後をどのように過ごさせたいかについては、現在の過ごし方と回答の傾向は似ていますが、「放課後児童クラブ（学童保育）」の回答割合が低学年では56.1%、高学年では34.6%となっています。

図表2-2-2-24 小学生の放課後の過ごし方



図表2-2-2-25 希望する放課後の過ごし方



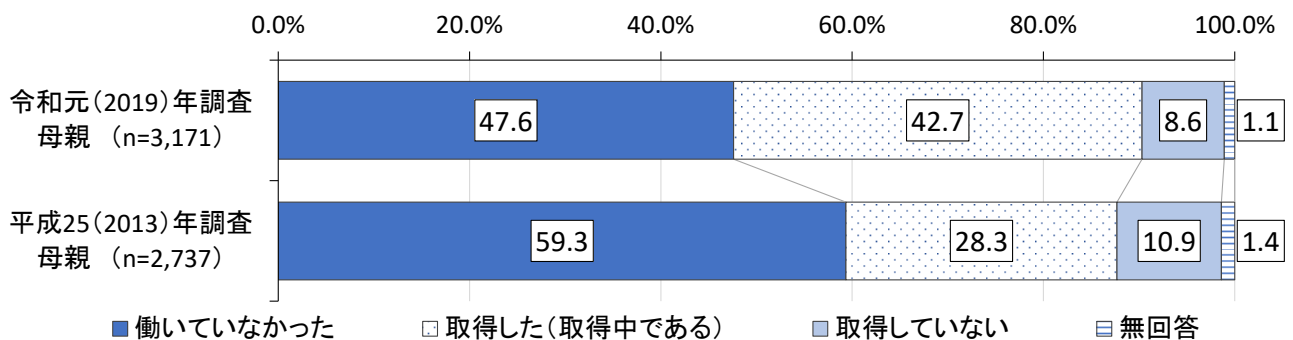
出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」

④ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

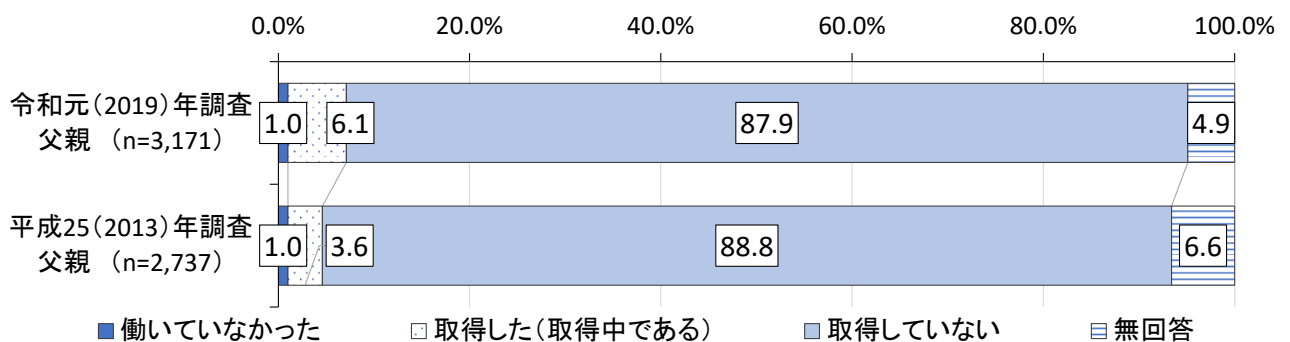
(ア) 育児休業の取得の有無

育児休業を「取得した（取得中である）」の回答割合は、母親が42.7%、父親が6.1%で、平成25（2013）年調査時よりも上昇しています。取得していない理由として回答が多かったのは、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」や「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、父親は「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっています。

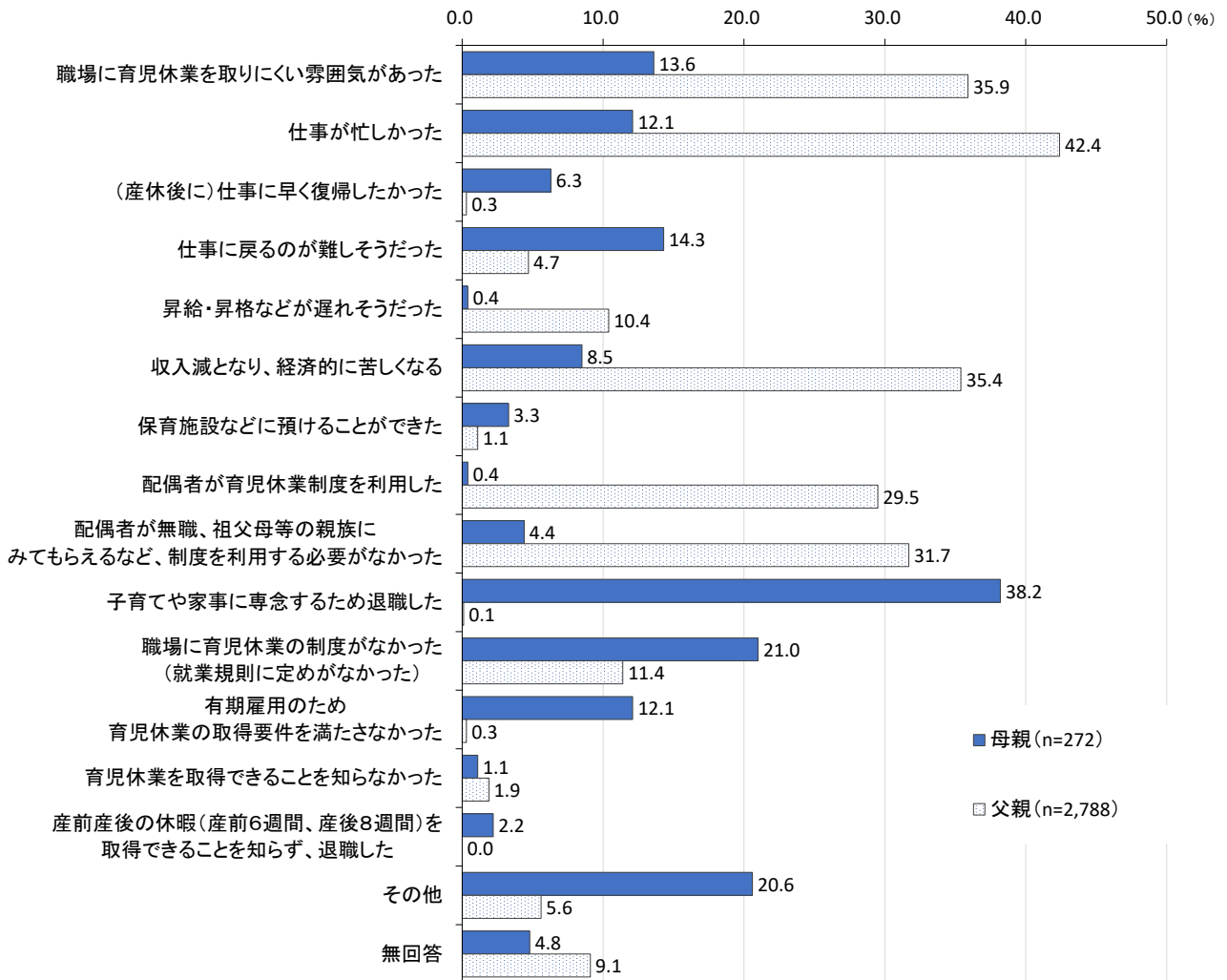
図表2-2-2-26 育児休業の取得状況（母親）



図表2-2-2-27 育児休業の取得状況（父親）



図表2-2-2-28 育児休業を取得しなかった理由



出典：「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に関する利用希望把握調査結果報告書」、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」(2014年3月)

3. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題

「“社会全体”で子ども・子育てを支援する」という新しい支え合いの仕組みとして、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行され、これを受けて、本市では平成27年3月に藤沢市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期事業計画」という。）を策定しました。

第1期事業計画に定める施策が「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・若者育成支援推進法」とも密接に関連し、また、妊娠・出産期から若者まで切れ目のない総合的な次世代育成支援を行うために、7つの基本目標を掲げ、様々な施策を実施してきました。

各基本目標における施策の取組状況は次のとおりです。

● 基本目標1 子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子ども・子育て支援サービスや保育・教育サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを進めてきました。

今後も、少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加等に伴い、子どもを生み育てる環境が大きく変化し続けていることから、多様なニーズに対応する柔軟性に富み、かつ当事者の視点に立った事業展開をする必要があります。

● 基本目標2 親子の健康の確保及び増進

妊娠前から妊娠、出産、産後に至るまでの各段階に応じた母子保健事業に取り組み、妊婦に対する健康診査をはじめ、乳幼児健康診査、母子保健に関する知識の普及、保健指導その他の母子保健関連施策等を進めてきました。

また、子どもが必要とする適切な医療をより受けやすくするため、小児医療費助成の対象年齢を中学校卒業まで拡大しました。

核家族化等により、妊娠や出産の悩みや不安について、身近に相談相手がいない孤立した家庭が増加傾向にあり、妊娠期からの切れ目のない母子保健対策として、子育てに関する不安や問題の早期発見及び継続した支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、必要な医療が必要な時に受けられるようにするため、小児医療費助成制度をはじめとした医療費助成が継続して維持できるような制度の充実を図る必要があります。

- 基本目標3 豊かな心を育む教育環境の整備

子どもたちの発達段階に応じて個性や「生きる力」を伸長できるよう、特色ある学校教育の推進や安心安全な教育環境づくりに取り組むとともに、社会性を育む交流や活動の機会の提供に努め、子どもたちの健全な育成を家庭や地域全体で見守り、支える仕組みの充実を進めてきました。

核家族化の進行に伴う家庭での養育力を補うために、次代の担い手である子どもの豊かな心、健やかな体の育成を、「社会全体で支える」という機運の醸成と取組の強化に努める必要があります。

- 基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備

子どもを安心して健やかに育むために、安心して遊べる公園や安全に歩行できる歩道の確保など、子どもや子育て家庭の視点に立った、子育てを支援する生活環境の整備を進めてきました。

子育て世帯が地域においてより快適な生活を営むことができるよう、「子育てバリアフリー」の観点から、安全・安心なまちづくりをより一層推進する必要があります。

- 基本目標5 仕事と家庭との両立の推進

市民一人ひとりがやりがいや充実感を持って働きながら、子育てや地域の中での活動の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるように、男女平等の意識やワーク・ライフ・バランスの考え方を市民や事業所など広く地域社会に浸透させることで、働きやすい、子育てしやすい環境づくりを進めてきました。

仕事と生活の調和の実現に向け、地域の実情に応じた支援施策を着実に進める必要があります。

- 基本目標6 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

すべての子どもが心身ともに健やかに育つことを目的に、児童虐待に起因する状況にある子育て家庭、ひとり親家庭、また障がいのある子どもを有する家庭等を対象とした相談支援体制の充実や関係機関との連携強化など、支援を必要とする子ども・子育て家庭への取組を進めてきました。

すべての子どもの最善の利益の実現に向け、特に困難を抱える子ども・子育て家庭に対する切れ目ない包摂的な支援に、社会全体で取り組む体制や仕組みづくりを構築し、支援が途切れることのないよう関係機関等との連携を強化する必要があります。

- 基本目標7 若者の自立支援の充実

ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者の自立支援に対する取組として、キャリア教育の推進、職業能力開発・就業支援の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた相談支援体制の充実を図り、包括的な支援を進めてきました。

困難を有する子ども・若者やその家族の置かれた状況にきめ細かに応じ、適切な支援に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目指す基本的な方向性

(1) 計画の将来像

未来を創る子ども・若者が健やかに成長する 子育てにやさしいまち

～だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて～

(2) 計画推進のための基本的な視点

この計画では、一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長することができる「まち」の実現のために、自助・共助・公助の考え方に基づき、地域全体で子どもや子育て家庭、若者を支える社会の構築を目指し、以下の基本的な視点を掲げます。

① 子どもの幸せを第一に考え、最善の利益が実現されるまち

すべての子どもは、社会にとって「希望」であり、未来を創る力です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや家族の幸せにつながることはもとより、藤沢の未来を創ることにもつながることから、子どもの視点に立ち、良質かつ多様な子育て支援施策を提供することが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちと発達が保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組を進めます。

② 安心して子どもを産み健やかに育てることができるまち

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境も変化し、身近な人からの協力を得ることが困難な状況になってきており、子育てに対する負担や不安、孤立感を抱えている場合が少なくありません。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担感等を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子どもを産み育てることに喜びや生きがいを感じることをできるよう支援していくことが必要です。

安心して子どもを産み、子どもの健やかな育ちを支援するため、行政はもとより、社会全体が協力して子育てしやすい環境づくりを進めます。

③ 社会全体で子ども・若者を支援し、自立することができるまち

困難を抱える子ども・若者、子育て家庭が、社会的自立に向け、それぞれの未来を切り拓くことができるように、個々に寄り添った支援をすることが重要です。

生まれ育つ環境に関わらず、すべての子ども・若者が夢や希望を持ち、豊かな人生を送っていけるように、地域や関係機関、関係団体などが連携して、共に育ち、共に育てるまちづくりを進めます。

2. 計画の基本目標

計画の将来像や基本的な視点を実現するため、次のとおり基本目標を定め、計画を推進します。

基本目標1：子育て支援の充実

基本目標2：親子の健康の確保及び増進

基本目標3：豊かな心を育む教育環境の整備

基本目標4：子育てしやすい生活環境の整備

基本目標5：仕事と家庭の両立の推進

基本目標6：だれひとり取り残さない 地域共生の推進

将来像・基本的な視点・基本目標の関係図式を掲載予定

3. 計画の体系

4. ライフステージごとの主な取組

子ども共育計画を含めたライフステージごとの主な取組の図（見開き）を作成
子ども・子育て支援事業計画の各事業を分かりやすく目立つよう表示